

平成26年第一回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

平成26年3月26日（水曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 議案第13号 平成26年度八丈町用品会計予算
- 第 4 議案第14号 平成26年度八丈町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第15号 平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第16号 平成26年度八丈町国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議案第17号 平成26年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算
- 第 8 議案第18号 平成26年度八丈町水道事業会計予算
- 第 9 議案第19号 平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算
- 第10 議案第20号 平成26年度八丈町病院事業会計予算
- 第11 議案第21号 八丈町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第22号 八丈町公民館条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第23号 八丈町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第24号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第25号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第26号 八丈町と畜場条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第27号 八丈町家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第28号 八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第29号 八丈町物流センター条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第30号 八丈町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第31号 八丈町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第32号 八丈町乗合自動車条例の一部を改正する条例

- 第23 議案第33号 八丈町貸切自動車条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第34号 八丈町給水条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第35号 八丈町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第37号 町道の路線の廃止について
- 第27 報告第1号 平成25年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）について
- 第28 発議第1号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第29 承認第6号 議員の派遣について（平成26年度東京都町村議会議員講演会）
- 第30 承認第7号 議員の派遣について（平成26年度要望活動）
- 第31 承認第8号 議員の派遣について（小笠原親善訪問）
- 第32 承認第9号 議員の派遣について（平成26年度行政視察研修）

出席議員（14名）

1番	山下 崇 君	2番	菊池 良 君
3番	岩崎 由美 君	4番	廣江 才 君
5番	水野 佳子 君	6番	山下 松邦 君
7番	菊池 睦男 君	8番	奥山 幸子 君
9番	山口 英治 君	10番	奥山 博文 君
11番	沖山 宗春 君	12番	長戸路 義郎 君
13番	土屋 博 君	14番	小澤 一美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山下 奉也 君	副町長	持丸 孝松 君
公営企業 管 理 者	關村 三男 君	教 育 長	佐藤 誠 君
消 防 長	瀬 筒 穰 君	総務課長	山越 整 君
企画財政 課 長	佐々木 眞理 君	課長補佐 (企画 財政課)	笹本 博仁 君
税務課長	奥山 勉 君	主 幹 (税務課)	川上 明和 君

住民課長	佐藤真一君	福祉健康課長	笹本重喜君
建設課長	八洲進君	主幹(建設課)	菊池良君
産業観光課長	奥山拓君	企業課長	沖山昇君
病院事務長	和田一宏君	教育課長	福田高峰君
会計課長	浅沼清君	代表監査委員	浅沼孝彦君
企画財政係課長	菊池正勝君	福祉健康課長	高野秀男君
福祉健康係課長	大川和彦君	住民医療年金課長	菊池拓君
住民浄化課長	浅沼洋介君	産業観光課長	浅沼今日子君
企業係課長	大澤知史君		

事務局職員出席者

事務局長	浅沼房徳君	書記	高橋太志君
書記	関村優子君	書記	山本良太君

◎開議の宣告

○議長（小澤一美君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成26年第一回八丈町議会定例会 4 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、企業管理者、教育長、監査委員、そのほか関係各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してまいります。

（午前 9時00分）

○議長（小澤一美君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小澤一美君） 日程第1、会議録署名議員に、12番、13番議員を指名いたします。

◎散会時刻の決定

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定についてですが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第3、議案第13号 平成26年度八丈町用品会計予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） おはようございます。

それでは、書類番号の11番、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第13号 平成26年度八丈町用品会計予算。

平成26年度八丈町の用品会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ320万9,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(佐々木真理君) 省略させていただきます。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

4ページお願いいたします。

歳入歳出を事項別明細で説明させていただきます。

4ページ、歳入でございます。

まず、用品収入でございますけれども、本年度320万8,000円ということで、前年比で2万3,000円の減でございます。これは、役場内で使用いたします用紙類の振替収入ということでございます。

次の、2の諸収入の雑入につきましては、科目の設定ということで、1,000円を計上いたしております。

そのようなことで、歳入合計、本年度320万9,000円、前年度323万2,000円、比較2万3,000円の減となりました。

下の5ページ、歳出に移ります。

まず、用品費の購買費でございますけれども、本年度が320万7,000円、前年度と比較しまして2万3,000円の減となっております。用紙等の購入代、その他郵便料を計上してございます。

次に、繰出金でございますけれども、一般会計の繰出金ということで科目設定をしております。

次の公債費につきましても、利子分ということで、科目設定で1,000円を計上いたしました。

そのようなことで、歳出合計、本年度320万9,000円、前年度323万2,000円、比較といたしまして、2万3,000円の減ということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(小澤一美君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第13号 平成26年度八丈町用品会計予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第4、議案第14号 平成26年度八丈町介護保険特別会計予算を上程いたします。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 今の用品会計の次でございます。1ページをお願いいたします。

議案第14号 平成26年度八丈町介護保険特別会計予算。

平成26年度八丈町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,344万5,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（笹本重喜君） 第2項以降は省略させていただきます。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出の説明の前に、皆さんに介護保険会計の概略をちょっと説明させていただきたいと思います。

介護保険の支出を申し上げますけれども、人件費やシステム開発費、介護認定に係るものや運営協議会などは総務費からの予算となります。また、介護サービスに係るものは保険給付費から、介護予防に係るものは、これは地域包括の委託料も含めますけれども、地域支援

事業費からとなっております。

そのうち、介護給付費に係るものと地域支援事業費に係るものは国庫支出金、支払基金交付金、都支出金、一般会計繰入金、保険料、これがそれぞれ負担額が決まっております。

ちなみに、給付費の21%、これは保険料から出されることになっております。あと、12.5%が町の持ち出し分でございます。

地域支援事業のほうは19.5%、ちょっと変わっておりますが、給付費から申し上げますと、町の負担は12.5%ということになっております。

したがって、給付費が上がりますと保険料、町の一般会計からの繰入金は上がっていくこととなりますので、ご理解ください。ただし、保険料につきましては、事業計画の策定に合わせて調整いたしますので、3年ごとの見直しになります。今度の保険料の改定は再来年度、平成27年度の6期の事業計画に合わせて保険料の改定をすることになりますので、よろしく願いいたします。

概略の説明はこれぐらいにいたします。

歳入から申し上げます。

8ページの歳入でございます。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料、来年度予算額、平成26年度の予算額は1億4,676万4,000円ということで、1,221万2,000円の増となっております。

これは、やはり団塊の世代、この辺が65歳を迎えたということで、昨年度の増えた人数が大体60名ぐらい、来年度、新しく第1号被保険者になる方は160数名です。ただし、お亡くなりになる方とか転出とかいろいろいらっしゃいますので、160名そのまま増えるわけではございませんが、その辺で1,221万2,000円増えているということでございます。

次の分担金及び負担金、これは青ヶ島の介護保険認定の委託金でございますが、昨年並みでございます。

次のページ、9ページにいきまして、使用料及び手数料は科目設定でございます。

あとは、次にいきまして、国庫支出金、これは負担が決まっておりますので、来年度の給付に合わせて組んでおります。2億4,406万5,000円ということで、1,707万5,000円増えております。

次のページをお願いいたします。

支払基金交付金、2億5,620万円ということで、これも負担割合ということで1,705万6,000円増えております。

下にいきまして、都支出金 1 億3,740万円ということで、これも昨年度に加えまして1,203万4,000円増えております。

下のページにいきまして、財産収入ですが、これは科目設定となっております。繰入金 1 億5,897万3,000円ということで、昨年度比513万4,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

繰越金から以下は科目設定となっておりますので、説明は省略いたします。

ということで、歳入合計、本年度予算額 9 億4,344万5,000円、前年度が 8 億7,993万4,000円でございますので、6,351万1,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費、総務管理費2,258万円ということで、前年度比396万9,000円の増となっておりますが、これ増えたものは、この次のページの15ページの委託料のところの介護保険システム改修委託料ということで、これが報酬改定に対応するためのシステムの改修費となりまして、これが増となっております。また、人事異動の人件費の増もございます。

続きまして、下の介護認定審査会費ですが、これは昨年並みとなっております。

16ページをお願いいたします。

趣旨普及費は昨年度並み、その下の運営協議会費、これは21万4,000円の増、71万7,000円ということで、21万4,000円の増となっておりますが、これは、来年度は第6期の事業計画策定に伴いまして運営協議会を、ことし平成25年度は4回でしたけれども、来年は6回やりたいと思いますので、その辺で増えております。

保険給付費 8 億7,894万2,000円ということで、昨年比5,881万2,000円増えております。

これの主なものをご説明いたします。17ページの下から2番目で、居宅介護サービス給付費、これが1,597万5,000円の増、これはやはり介護のサービスを受けるサービス料が増えていくということで、ここは増やしております。

次のページをお願いいたします。

一番上の地域密着型介護サービス給付費、これ8,335万4,000円ということで、3,232万6,000円増えておりますが、これはご承知のとおり、認知症デイ、これが来年度「———」という、坂上に認知症デイが開設されます。これは1日12名の定員ですけれども、この分の増となっております。

次のページへいきまして、下のページ19ページでございますが、9番の居宅介護サービス

計画給付費、これはケアプラン作成に係る経費ですが、認定者数の増加により予算を伸ばしております。5,512万2,000円ということで、434万6,000円の増となっております。

続きまして、下、2番目の介護予防サービス等諸費でございますが、これは上の給付費と同じ、これは予防ですから支援の方になります。これも同じように、介護予防サービス給付費が増えておまして、その下の特例介護予防サービス給付費、これは社協のニコニコさんがやっておるものですが、これも176万2,000円ほど増やしております。

次のページをお願いいたします。

介護予防のほうも、地域密着型介護予防サービス給付費は同じように増やしております。その下の、介護予防サービス計画給付費も、やはり支援ということで86万3,000円、この増となっております。

その他諸費からは、昨年並みということで、22ページをお願いしたいんですが、高額医療の戻り分ですね、これは100万円ほど増やしております。

その下の、23ページ、財政安定化基金拠出金は科目の設定となっております。

次のページ、24ページ、基金積立金、これも科目の設定でございます。

その下の地域支援事業費、これは総額としては昨年並みの3,266万4,000円、25万2,000円ほど増えておりますが、昨年並みということでございます。

この地域支援事業の中のその下のページ、25ページの包括的支援事業等費でございますが、これの一番下の任意事業、ここが変わっております。平成25年から平成26年にかけて変わっております。変わったところと申しますのは、おむつ等の介護用品の支給について、今まで介護度4と5の人で、世帯全員非課税の方にこのおむつ等の用品の支給事業を行ってございましたけれども、平成26年度はこれを介護度3まで広げようということで、この部分で予算が120万円ほど増えております。

次のページ、諸支出金、これは昨年並みの80万6,000円ということでございます。

延滞金は科目設定で、予備費が1万8,000円ということで、歳出合計、本年度9億4,344万5,000円、前年度8億7,993万4,000円、比較で6,351万1,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

奥山博文議員。

○10番（奥山博文君） 滞納のほうの現状、この介護保険料滞納のほうの現状、それで、勉

強不足ですみませんが、第2号被保険者というのは、これは直接じゃなくて国のほうにお金が入るわけ……。ちょっと滞納のほうだけ。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） ちょっと今、細かい数字までは持っておりませんが、今まで大体1,000万円から1,100万円ぐらいの滞納繰り越しがございました。ことし滞納分の収入が、昨年度は6%から7%ぐらいだったかな、それがことしは20%の徴収率を超えております。

それで、ことしは不納欠損も合わせてですけれども、やっと1,000万円を切るような状況になっておりまして、滞納分もだんだん減らしていきたいと、この感じで減らしていきたいと思っております。

昨年度、滞納分の調定額が1,100万円ありましたけれども、来年度はこの繰り越し分が1,000万円を切るということで、一応頑張っているつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小澤一美君） 10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 町ではその第2号のほうの滞納というのはわかりますか。第2号の方の滞納がもしあればね、多分第1号になっても払わないと思うんですよね、ある程度ずっと払わないと見てもらえないということで。第2号のほうは、全然町では関知していないですか。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 第2号の保険者の保険料につきましてはうちに直接入ってくるわけではございませんので、この辺の滞納に関しては、ちょっとうちでは把握はしておりません。多分、支払基金のほうに1回入って、そこからこっちのほうへ来ることになっております。

（奥山（博）議員「把握しておいたほうがいいと思いますよ、将来のためには。要望です。いいです」の声あり）

○議長（小澤一美君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） ちょっと調べてみたいと思います。

○議長（小澤一美君） 1番、山下 崇君。

○1番（山下 崇君） 少しお伺いします。

前にもちょっと聞いたんですけれども、都認可のデイ・サービスが始まる。檜立に今度新

しくできるほうの分はこの予算に反映されていますよね。これ、今からどんどん対象者が増えていくという現状で、町が関知しない部分でデイ・サービスが増えていった場合のことというのは想定して、保険料の改定は毎年じゃないんですよね。次は来年とおっしゃいましたよね。どんどん増えていくと、保険料のほうにも細かく反映させる必要もあるかとも思います。

野放図に増えていっても、それはそれで困るなと思うんですけども、その辺の部分、都認可の部分とそれから町が関与できる部分、ちょっと整理して教えていただけますか。お願いします。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） この前の議会でも申し上げたとおり、地域密着型の部分にしましては町の認可が要ります、町の。それで、それ以外の新しく今度、坂上で開設されるであろう「—————」というリハビリ型デイ・ホーム、これは都の認可でございまして、一応この前、都の監査といいますか立入検査が終わりまして、多分、これも認可される予定でございまして。この予算は、この中には入ってございません。確かに大きいところだと、施設の総合的な整備の計画課みたいなのがあって、その辺の調整をするところもあるみたいですが、うちとしてはそこまでございませぬので、やはり東京都とこれからはちょっと、そういう場合のこともありますので、調整しながら進めていきたいと思っております。

ただ、一応そういうところができる前には、うちにご相談があるんですね、大体は。そういうところでうちも、今の八丈の状況はこうですよとか、これ以上やっても運営的に成り立つのか成り立たないのかの調査もできているのかとか、そういうアドバイスとかいたしますが、その辺も含めまして、これから都も含めて調整していきたいと思っております。

○議長（小澤一美君） 1番、山下 崇君。

○1番（山下 崇君） ことしの予算が昨年比6,350万円増えているということですけども、この予算に反映されていないということは、これは今後、補正でまた出てくることもあるということですよ。開設のハードルが低いというふうにとっていいんでしょうか。その点2点、ちょっとお願いします。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 一応、その施設といいますか、そのサービスを開始するに当たって、法律である程度そういう、こういう人がいなきゃいけないとか、こういう広さがなきゃいけないとかという縛りはございまして、都の認可する場合にはうちはちょっと、そこ

に今のところ、都から報告も来ておりませんで、この辺は先ほども言ったとおり、都とも調整していきたいということですが、ハードルが低いというわけではございませんが、介護保険法そのものが前も言ったとおりやはり自由参入ということになっていますので、その辺をいかに調整できるかというのが町の役割ですので、その辺はしっかりちょっとこれからやっていきたいと思っております。

(山下(崇)議員「補正では上がってくるんですね」の声あり)

○福祉健康課長(笹本重喜君) 補正はこれから上げます。

○議長(小澤一美君) 1番、山下 崇君。

○1番(山下 崇君) すみません。最後は要望にとどめますけれども、やっぱり制度設計上、問題があるのかなというふうに今の説明では受けました。

自由参入、かなり対象者が増えていく以上、ある程度必要だとは思いますが、これではとめどなく増えていっちゃうのがもう目に見えているので、都との調整というのも大事ですから、しっかりとその辺、もっと細かく情報をとってもらってやるようお願いしたいと思います。

じゃ、これで要望にとどめます。

○議長(小澤一美君) ほかに。

8番、奥山幸子君。

○8番(奥山幸子君) 15ページの介護認定なんですけど、最近、ひとり暮らしの認知症の方が結構見受けられるんですけど、今回、来年度ですよ、老人会にお願いして調査をするという介護の調査しますよね。それは老人会に入っている人しか把握できないと思うんですよ。だから、おひとり暮らしで認知症が進んでいる段階だと、老人会にも入らないで、わからないまま進んでしまうということもあると思うんですね。その辺の把握は、年に1回の民生委員の調査だけで把握できないと思うんですけど、町はどういうふうに考えていますか。

○議長(小澤一美君) 福祉健康課長。

○福祉健康課長(笹本重喜君) すみません、議長、係長から説明させます。

○議長(小澤一美君) 福祉係長、高野秀男君。

○福祉健康課高齢福祉係長(高野秀男君) 今のご質問です。

日常圏域調査ということで、国のほうで3年に1度、介護計画に合わせて全国規模でやっている調査なんですけど、今回、八丈町のほうでその調査をするに当たりまして、各老人クラブ、20クラブのほうにお願いをしました。今、大体クラブのほうから集計結果のほうに戻っ

てきまして、約700名ほど、厳密に言いますと、たしか670名ほどだったと思いますけれども、調査の回答をもらっています。

その中で、老人クラブといいますと、一般的に何か元気な方というふうなイメージがあるんですけども、今回調査するに当たりましては、老人クラブの会の中でも介護サービスを受けている方とかいらっしゃいますので、そういう方にも幅広く調査をお願いしたいということをお願いしています。

それで、今のご質問の中で、今、集計作業をしている中で、当然ひとり暮らしとか、あと介護サービスを受けているとか、そういうふうないろいろ項目も当然入っていますので、その辺で足りない部分というのが見えてきましたら、また調査のほうは改めて考えたいというふうには思っています。

○議長（小澤一美君） 8番、奥山幸子君。

○8番（奥山幸子君） それは引き続きお願いしたいことなんですけど、それでも漏れてしまう事例というのはあるんですね。おひとりで、認知症が進んでいると周りの人は気づかない、自分も気がつかないで、いろんな周りの人に、大したことはないんですけど、迷惑をかけるような感じが出てきているんですね。そういう方は、やはり70歳以上だか、その年齢は今申し上げられないんですけど、ご家族の方が島外にいる方が多いんですよ。そういう方に連絡をして、だから介護認定もそういう方は受けられないんですね。離れていて、親の実態がわかっていないということがあるので、そのご家族の方に連絡して、そういう認定を受けてもらうような配慮というか、そういうのができないかなと思うんですけど、そういうのはしていますか。

○議長（小澤一美君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（笹本重喜君） 確かにひとり暮らしの方が、独居の方が八丈には多いんですけども、その辺の把握、例えばあの人ちょっとそろそろサービス使ったほうがいいんじゃないとかというのは、やはり民生委員さんからのもありますし、地域包括も一生懸命動いておりますので、その辺の認定は地域包括、うちでもできますけれども、申し込みは。その辺で、なるべくそういう方にはすぐ認定を受けてもらうような形で動いておりますので、もし、それでも漏れてしまうという方がいらっしゃった場合は、地域の民生委員か、直接町にお電話してもらうかということでやってもらうように、今からちょっと考えていきたいと思いません。

（奥山（幸）議員「わかりました。結構です」の声あり）

○議長（小澤一美君） よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第14号 平成26年度八丈町介護保険特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第5、議案第15号 平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの介護の次、ピンクの次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第15号 平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算。

平成26年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,370万8,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

6ページをお願いいたします。

個別の事項を説明する前に、後期高齢者医療制度について申し上げます。

後期高齢者医療制度というのは、75歳以上の方を対象といたしまして、八丈町では約1,439名の方、あと65歳以上の身体障害者の方5名を対象としまして、やっております。

八丈町は、東京都広域連合に属しておりますので、予算科目及び積算につきましては、その制度によるものでございます。

それでは、歳入のほう、説明させていただきます。

歳入につきまして、款の項目を中心に説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料6,236万2,000円、707万4,000円の増、こちらですね、2月14日、全協におきまして、1人当たりの平均保険料、これは広域連合の平均保険料になるんですが、約十何%から4.4%増へ抑えられると申し上げましたけれども、八丈町に特例制度で過去5年間、制度がありまして、例えば均等割で4万100円のところ3万7,708円、所得割8.19%のところ7.71%ということで、かなり低く抑えられた制度がございました。これが残念ながら、継続を要望してございましたが、その期限が来たということで、平成25年度末で終わってしまいますので、八丈町の後期高齢者の方にとりましては、実質引き上げ幅が他の区市町村より多くなるということでございます。

続いて、2 款使用料及び手数料、こちらは3,000円の科目設定でございます。

下のページ、3 款繰入金1億2,485万9,000円、267万7,000円の増、こちらは歳出の広域連合納付金に上の保険料とともにほぼ同額納付されるものです。保険料と、例えば医療費ですね、10万円だと高額限度とかあるんですが、そういうのをちょっと横に置きまして、例えば10万円の医療費がかかるとしますと、患者さんの負担が1割ですので1万円、保険料として9,000円、後期の支援金、国保とか社保、共済等含めて3万6,000円、そういう支援金がございます。国が3万円、都が7,500円、町が7,500円負担するというようなこういった制度でもちまして医療費を賄っているということでございます。

その下、4 款繰入金、こちらは1,000円の科目設定でございます。

次のページをお願いいたします。

5 款諸収入648万3,000円、75万4,000円の増、主に4 項1 目1 節、2 節になりますが、健康診査費受託事業収入、こちらは240人を予約対象としまして、3,860円ということで計上してございます。

2 節の葬祭費受託事業収入、こちらは平成24年度の実績による見込みということで、111件掛ける5万円ということで、こちらの555万円を計上してございます。

ということで、歳入合計、本年度1億9,370万8,000円、前年度1億8,320万3,000円、比較しまして1,050万5,000円の増ということでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出につきましても、款を中心にご説明いたします。

1 款総務費766万6,000円、479万円の減、こちらは平成25年度、下のほうにも書いていますが、システム管理費ということで、後期高齢者システム改修委託料525万円の減が主な減要因でございます。

下のページ、11ページお願いします。

下のほうですね、2 款保険給付費555万円、65万円の増、歳入の葬祭費収入の増額を支出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 款広域連合納付金1億7,734万4,000円、1,436万7,000円の増、こちらは被保険者が納付した保険料や軽減措置等の負担金を広域連合に納付するものでございます。

4 款保険事業費263万8,000円、7万8,000円の増、主に健康診査委託料でございます。

下のページ、5 款諸支出金50万2,000円、20万円の増、こちらは主に還付金と返戻金でございます。

6 款予備費8,000円、こちらは8,000円を計上してございます。

歳出合計、本年度1億9,370万8,000円、前年度1億8,320万3,000円、1,050万5,000円の増。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第15号 平成26年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第6、議案第16号 平成26年度八丈町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの後期の次、黄色の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第16号 平成26年度八丈町国民健康保険特別会計予算。

平成26年度八丈町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5,363万7,000円と定める。

第2項以下の文言については……

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

8ページをお願いいたします。

国民健康保険の会計につきましても、款を中心に説明させていただきます。

歳入につきまして説明申し上げます。

まず、対象のほうですね、3,800人を対象としてございます。

1款国民健康保険税3億1,238万1,000円、1,947万5,000円の減、1目の一般、2目の退職者の保険税、双方とも減額となります。人口の減ということで、前年は4,000人を対象としてございましたが、今回3,800人ということで対象者が減っているということでございます。次のページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料、1,000円の科目設定でございます。

3款国庫支出金3億1,595万4,000円、4,820万8,000円の減、こちらは前年度の病院へ繰り出しましたオーダーリングシステム導入に係る国庫補助金の特別調整金の減が主な減要因でございます。

下のページをお願いいたします。

4款療養給付費等交付金3,595万7,000円、581万4,000円の増、こちらは東京都国保連合会が算定するものでございます。サラリーマンや共済出身者の退職者医療分、後期支援分の実績に基づきまして、診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

その下、5款前期高齢者交付金2億5,320万8,000円、1,976万円の増、こちらも国保連合会の算定に基づきますが、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費を、加入率により各保険者間で調整し交付されるものでございます。

6款都支出金9,290万1,000円、176万9,000円の減、負担金と補助金がございます。次のページをお願いいたします。

負担金、上のほうは、都内の区市町村が共同で実施する高額医療費共同事業に対して、都が4分の1負担するものと、特定健診の経費負担分でございます。

2項の都補助金、こちらは賦課率、賦課限度額、応益割率、収納率の項目で市町村、ほかの市町村ですね、平均を上回った部分に補助されるものでございます。

その下、7款共同事業交付金1億7,716万6,000円、2,491万7,000円の減、こちら高額な医療費が発生した場合、上のほうの高額医療費は1件80万円以上、下の保険財政共同安定化事業交付金は30万円から80万円以下の医療費ということで、8万円を超える分の59%に交付される制度となっております。

13ページ、8款財産収入、1,000円の科目設定でございます。

その下、9款繰入金1億6,605万5,000円、7,563万円の増、こちらのページに記載されています保険基盤安定繰り入れ等は、低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補填する制度でございます。一般会計から国保会計へ繰り入れるものでございます。

1節から6節までの法定制度による一般会計からの繰り入れと、次のページ、7節の法定外繰り入れ、いわゆる赤字補填分8,000万円、こちらの双方によって、こちらの金額を計上してございます。

14ページをお願いいたします。

10款繰越金、1,000円の科目設定でございます。

下のページ、11款諸収入1万2,000円、4,290万9,000円の減。

次のページをお願いいたします。

4項5目雑入ということで計上していますが、本年度は当初予算で一般会計からの繰り入れ、先ほど申しあげました8,000万円を計上しておりますので、4,290万円の減でございます。

歳入合計、本年度13億5,363万7,000円、前年度13億8,971万1,000円、3,607万4,000円の減となります。

下のページ、歳出に移ります。

歳出につきましても、款を中心に説明申し上げます。

1 款総務費3,592万円、240万6,000円の減、総務費は国保事業を運営するための一般事務費でございます。

飛ばしまして、20ページをお願いいたします。

2 款保険給付費 8 億3,583万4,000円、1,296万9,000円の増、過去2年間の医療費実績に基づいて計上してございます。残念ながら人数は減っておりますが、医療費のほうは増えているという実績でございます。

23ページをお願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等 1 億9,748万1,000円、111万6,000円の減、こちらは、平成20年創設の0から74歳の支援金で後期の40%を賄うという制度に基づいてやっております。後期の医療費は上がり続けております関係で、マイナス111万6,000円がマイナス0.5,6%の下げとなっておりますけれども、保険者数は先ほど申し上げましたように4,000人から3,800人、5%減となっておりますので、実質、負担割合は増えているということでございます。

その下、4 款前期高齢者納付金14万3,000円、3万1,000円の増。

こちら、次のページをお願いいたします。

5 款老人保健拠出金 1 万1,000円、比較増減0、こちらのほうも説明は省略させていただきます。

その下、6 款介護納付金9,591万9,000円、131万1,000円の減、こちら40歳から64歳までの介護保険、第2号被保険者の負担分として社会保険支払基金に納付するものでございます。

下のページ、7 款共同事業拠出金 1 億7,126万7,000円、493万2,000円の減、歳入の項目でも述べました80万円を超える、30万円から80万円の医療費に対する共同事業への拠出金でございます。

その下、8 款保険事業費1,088万1,000円、89万1,000円の増、こちらは特定健診、保健指導の実施に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

9 款基金積立金、下のほうですね、1,000円の科目設定でございます。

27ページ、10 款公債費、こちらも1,000円の科目設定でございます。

11 款諸支出金417万9,000円、4,020万円の減、こちらは平成25年の病院のオーダーリングシステムの減でございます。

次のページをお願いいたします。29ページですね、すみません。

12 款予備費200万円、増減なし。

歳出合計、本年度13億5,363万7,000円、前年度13億8,971万1,000円、3,607万4,000円の減。
以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） どの自治体でもそうだと思うんですけど、我が町の国保会計も一般会計から8,000万円繰り入れて、大変厳しい状況だと思うんですけど、滞納の徴収率というのは上がっているのかどうか教えていただきたい。

○議長（小澤一美君） 税務課主幹。

○税務課主幹（川上明和君） 国保税の滞納の収納率の件なんですけど、平成24年度は21.56%でした。今年度が2月末時点で18.1%、ただ今年度は、会計のとり方の関係がありまして、いつもですと収納を5月末時点で収納としていますが、今年度は3月末で締めということなので、3月末の時点の予定だと19%、ですから2%ぐらいちょっと収納率的には落ちる、今年度は落ちる予定です、滞納分に限って言えば。ただ、現年度分は通常どおり5月末の締めでいきますので、去年が88.01%でしたが、今年度は90%以上を見込んでいます。

○議長（小澤一美君） 10番。

○10番（奥山博文君） 金額、ちょっと教えてもらえますか、滞納の残の金額。

○税務課主幹（川上明和君） 滞納の平成25年の残が、2月末時点で1億649万4,944円です。

（奥山（博）議員「はい、わかりました」の声あり）

○議長（小澤一美君） 10番、よろしいですか。

（奥山（博）議員「はい」の声あり）

○議長（小澤一美君） ほかに。

9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 均衡予算を保つために、いろいろご苦労されていると思ってね。去年ですか、一つの大きな議論の中で繰り越しのやつ。一般会計借りて予算編成したわけですが、その計画として去年いろいろお話ししたんだが、なかなか計画どおりいかないのが計画でありまして、なかなか難しいと思うんですけど、課長、この辺のことを少し詳しく説明する必要があるんじゃないですか、少なくとも。

去年の段階では、財政が今の時期だったら何とかなるからということで町長も決断したと思うんだが、その方向性、計画どおりうまくいくかどうかだけ教えてください。

○議長（小澤一美君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、一般会計からの繰り入れをいただく時点で、私どもで、もし収納率100%とした場合に、保険料と医療費、歳出のほうを過去5年間平均して比べてございます。その中で、平均してなりましたと1年間に、その当時は3,400万円の赤ということで計算してございました。ということで、構造的赤字分が、その当時の過去5年間ですと3,400万円、財政当局としては3,000万円をいいたろうということで、そのほかに5,000万円というなのは、いわゆる不納欠損ということで入らないということにしていこうということでございました。

ただ、その構造的赤字分ですね、収納率が、例えば今、税務課主幹が90%と、あと3,000万円、3億としますと3,000万円収入があったとしましても、やはり支出のほうの医療費が、ここ昨今、本日の当初予算のほうでも申し上げましたけれども、伸びていると。入るほうの保険者数、こちらのほう人口減、また所得のほうも減少しているという、保険料の伸びが見込めない中で、医療費のほうは残念ながら伸びてきているという状況で、その当時の、2年前ですか、の過去5年間の3,400万円の赤の計算が、甘いと言えはそういうことになるかと思うんですが、現状はその3,400万円では今、済まないというような、ここ2年間の状況になってございます。

ですので、見通しとしましては3,000万円の毎年、構造的赤字部分の一般会計からの繰り入れをいただいたとしましても、かなり厳しい状況であると認識してございます。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 問題は、2年間は3月4月という、1年の間に、要するに3月の議会だったと思うんだけど、1年を両方にまたいで、その倍の金額、1年間に、極端に言えば1月から12月までの話なんです。そういうお話で、繰り上げの予算編成のときに、今まで一般会計からお借りしたお金がありますよね、あれ幾らでしたっけ。結構な金額、2億数千万円だったと思うんだけど、違ったかな。

（住民課長「3億いっています」の声あり）

○9番（山口英治君） 3億ぐらいいきますか。

（住民課長「3億超えています」の声あり）

○9番（山口英治君） ですから、それを面倒見てあげると、国保会計を、そういう実際、話でしたよね、何年間かで。そういう目標を持って、去年だったと思ったんだが、おとし、これはたしか去年ぐら이었다と、俺も最近ぼけが入ってきているからね、それかなと思っ

ているんだけど、そのお金を計画どおり、一般会計で面倒を見ることができるのか、できないのかなんですよ。要するに、計画どおり。たしかあれは3年ぐらいで見るという話だったと思う、公債費比率も今のところ大丈夫だから。そういうふうな状況だったのが、ところが均衡予算組むにはなかなかその3,000万円あたりのお話ではないわけでしょう、計画とずれてきたから。

だから、僕がお伺いしているのは、そこらの部分が、一般会計からお借りしたものを国保会計でね、それを一般会計で面倒見て、それをチャラにするんだというお話だったわけですよ。ただ、国保に入っている人が50数%ですよ。でも、一般財源で、要するにこれ全体の予算ですからね、独立採算の国保は、原理原則は独立採算なんですよ。だけれども、ここに至ってはそれはできないと、一般会計から繰り出しましょうと、そういう大英断のもとに一般会計から出すというふうな話が決まって、それでその、今までの滞納金は別として、その部分においては一般会計で何とか面倒見ようということで、議会もそれを了解し、その計画があったわけでしょう、課長。その計画はどうなっていますかということを知っている。

○議長（小澤一美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） ただいまご質問の件でございますけれども、我々、おとしだったと思いますが、毎年8,000万円ずつ出して、3年程度で解消していきましょうというお話をさせていただきました。実際、その金額は出せるという我々財政計画であります。

しかしながら、今、住民課長が申したとおり、単年度の赤字分といいますか、構造的な赤字が、当初計画したのが三千数百万円であったのが、それ以上に膨らんでいるということがございまして、その報告を一昨日受けたわけでございます、その差額をどうしていかにつきましてはまだ町長とも相談してございませぬので、今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 課長ね、話はわかるんだが、大体これは事前にもうわかっているわけですよ。きのう、きょうわかるような話じゃなくて、少なくとも執行部、課長から、まだその届け出がないというのは、これはいかななものだかね。12月の時点でもうわかるわけでしょう。少なくとも、またこういう質問が出るのは当たり前のお話で、やっぱりそういうのに対して、見込みとして当初の計画はなかなか難しいというふうな判断、でも、この問題は一般会計で国保会計の、今まで町が負担した部分は面倒見るというふうに理解してよろしいでしょうか。課長、どちらでもいいですから。

○議長（小澤一美君） どちらか手を挙げて。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 基本的には見ていきたいと思いますが、ただ、先ほど議員おっしゃったとおり、健全化判断比率とか出てまいりますので、その辺をどうしていくかというのは、今後、検討させていただきたいと思います。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） これ、非常に大事な問題で、いわゆる国保会計というのは独立採算が原理原則、それで一般会計から出すというのは町民の税、全ての、ところがこれは特殊な例で、長の政治的決断でやったわけですよ、それは議会もよしとしたわけだから。ただ、そのときに長の発言の中で、今の段階、財政状況だったら、今だったらできるけど、この後はいろいろ庁舎の維持管理費なんかだって非常に厳しいことになるだろうと、財政が。そういう見込みのうちに、単年度の間やりたいと。例えば、3月に出して、次、年が明けて新たに出して、それで次の年というふうに3年。またいでやるというのは、1年間に財政の極端にマイナスという話だったんですよ、たしか俺の記憶だったらそうだったけど。

そうやって何とかできるというふうな方向性だったのが、ただ高額医療、いろいろ医療費の伸び率、今も言ったように均等割とか何とかが、頭数が減れば、そういうふうな部分でいろいろ、要するに見込みが。だから、じゃどうするんですかと、だったらどうするんですかということを知りたいのよ。そしたら、検討しますじゃなくて、基本的な話が全然違ってくるわけで、面倒見るか見ないかというのは。今後もこの問題是对応していくという話なのか、それとも白紙に戻すという話じゃないんでしょう、まさか。これで均衡予算組むためには、ずっとそれで一般会計借りてやっていたわけでしょう。それで、均衡予算組むためにはもう一般会計から出しますという話ですよ、この間の話は。

それも、じゃ、ほごにするの、検討するの。

（「町長」の声あり）

○9番（山口英治君） そこいらを、町長の話でもいいけど、なかなか難しい問題だと私は思う。

（奥山（博）議員「町長が答えたほうがいいんじゃないの。検討するしか財政課長は言えないだろう」の声あり）

○議長（小澤一美君） 住民課長。

（奥山（博）議員「町長が言ったほうがいい」の声あり）

○9番（山口英治君） これ、微妙な問題だから。

○議長（小澤一美君） 山下町長。

○町長（山下奉也君） ここは一番、まず滞納分をいかに減らすかということで、ことし、たしかあのときは1億3,000万円近くあったと思いますけど、ことしが1億ちょっとということで、もう二、三千万円減っている。そういう状況を見ながらやらないとなかなか、それと前に3年間と言った部分がありますので、そういう3年が終了した時点で、ことし当初から8,000万円入れているという部分もありますけど、そういうバランスを見ながら判断しないとと思います。それは私だけの判断もですけども、財政状況もあります。

最終日で報告しますが、ことしもある程度基金、全部返せる見込みです。そういう状況も見ながら、来年、判断しないとだと思っています。

あと、国保運営会の皆さんの意見も聞きながら。先ほど財政課長が言ったように、これは経常的に赤字が出る制度になっていますので、その辺も議員の皆さんの理解を得ながら判断していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 町長の説明で、財政の苦しい中、一般会計から出すと、そういう意味では、特別会計で連結決算もありますし、財政も結構、今、厳しくなっていますよね、現実問題。

課長の皆さんにはぜひ認識してほしいのは、財政は厳しいですよ。だから、削れるものはできるだけ削って、そういうふうにしないと、結局は公債費比率の問題、連結決算の問題、正直言って国保が一番の、これ、がんという言葉はおかしいんですけど、非常に厳しい状況ですよ。これが構造的に毎年あるわけですから、それで値上げももう限界に来ていると、国保委員会の中ではそういうふう判断して、値上げの話はしていなかったですよ。そういう意味では、またあと……。

あと、東京都のほうで何とかというのがあられるでしょう。それが2年ぐらい先なのか3年先なのか、そこいらの点も少し、もうどこの国保会計も厳しいと思うんですよ。だから、もう崩壊しているような状況だと思う。そこいらちょっと財政課長、何か話があれば教えてください。

○議長（小澤一美君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 今、議員がおっしゃったのは国保の都道府県化ということで、こちらがちょっと温度差がございまして、市町村は都道府県化賛成ということなのでございま

すが、都道府県のほうは制度的な、おっしゃったように、構造的な赤字を国に解消してもらわなきゃ引き受けないというような立ち位置になってございます。市町村と都道府県とは違う意見というふうな現状でございますが、一応、平成27年度をめどに法律のほうを制定するのを目指して、平成30年度ぐらいから施行というようなタイムスケジュールにはなっておりますが、ちょっと今、予断を許さないというような状況でございます。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） これはお願いですがね、町長、要望なんです、国保会計は特別会計ですよ。だから、公債費比率には関係ないんですが、ただ、今、国が見るのは連結決算、要するに全て合わせての決算ですから、そういう意味では国保というのは非常に厳しい。

だから、財政厳しくなっていくんですよ、これから。だから、そこはみんな認識して、締められるところは締めて、できるだけ頑張ってください。これは要望です。

○議長（小澤一美君） ほかに。

1番、山下 崇君。

○1番（山下 崇君） これも構造的な赤字、制度上問題があるという話ですけれども、これ年代別の医療費の伸び率または割合ですね、これは昔から変わっていないですか。どれぐらい前からというのはちょっと難しいと思うんですけれども、どの年代が一番伸びているんでしょうか、お願いします。ちょっと難しいですか。高齢化が一番の問題ですから。

○議長（小澤一美君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） すみません、医療費ということでは申し上げるんですが、年代ごとというのは計上してございませんので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（小澤一美君） 1番、山下 崇君。

○1番（山下 崇君） その部分を把握しないと、医療費の伸びを抑えるといっても、有効な施策はできないと思います。

これは私どもの島だけに限らず、ありとあらゆる全国津々浦々の市町村が、それができて初めて国保の都道府県化というのに進むのかなと僕は思いますので、もうちょっとその辺、細かい数字をとって、有効な施策のほうを練っていただきたいと思います。これは要望です。

○議長（小澤一美君） ほかに。

12番、長戸路義郎君。

○12番（長戸路義郎君） 課長、4,000人から3,800人に絞ったというでしょう。これ、去年からことし200人を削ったの、その前からずっと削っているんですか。その辺、ちょっと教

えて。

○議長（小澤一美君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ことしの実数に基づきまして、前年度、平成25年度予算は4,000人でしたが、ことしは3,800人ということで、議員もご承知のとおり、人口減少している、それに合わせてですね……

（長戸路議員「そんなに減っているの」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） 減らしてございます。

○議長（小澤一美君） 12番、長戸路義郎君。

○12番（長戸路義郎君） それと、この22ページで、出産一時金が24人しか出ていないんだけど、それと葬祭費が50人、これは補正組む考えでもって、こんなに人数減らしているの。

○議長（小澤一美君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、出産育児一時金、我々、共済と社会保険加入されている方はその保険制度から出ることになっています。ですので、こちらに予算を計上してございますのは、国保に加入されている方の出産育児一時金ということで、よろしく願いいたします。そういうことで葬祭費との差がございませぬ。

○議長（小澤一美君） ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第16号 平成26年度八丈町国民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第7、議案第17号 平成26年度八丈町浄化槽設置管理事

業特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） ただいまの国保の、黄緑色の用紙の次のページからになります。

1 ページをお願いいたします。

議案第17号 平成26年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算。

平成26年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億801万3,000円と定める。

（「第2項以下、省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

4 ページをお願いいたします。

第2表、地方債ということで、起債の目的は、合併処理浄化槽整備事業を行うことで、60基の設置基数、基準額の約40%分を起債するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は前年度と変わりありませんので、説明のほうは省略させていただきます。

次に、歳入歳出につきましては、7 ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、こちらも款の項目を中心に説明させていただきます。

1 款分担金及び負担金1,000円、これは事業所に浄化槽を設置した場合には、標準設置費の10%を設置者から負担金としていただきますので、そのための科目設定でございます。

続いて、下の2 款使用料505万5,000円、前年度より40万円の増ということで、浄化槽整備事業で設置した浄化槽使用者からいただく使用料でございます。平成25年度に設置した浄化槽の使用料を足していますので、前年度より40万円増額してございます。

その下、次に、3 款国庫支出金2,638万8,000円、前年度より3,152万7,000円の減、これは、平成25年度までは130基、設置目標でございましたが、実績等を勘案し策定しました生活排水処理基本計画に基づく平成26年度の計画基数60基分の国からの浄化槽設置補助金でございます。

次のページ、8 ページをお願いいたします。

4 款都支出金527万7,000円、672万9,000円の減、国と同様、60基設置目標に対しましての都の補助金ということが主なものでございます。

次に、5 款繰入金、他会計繰入金、一般会計からの繰入金4,957万9,000円、2,466万9,000

円の減、これも設置基数の減によるものでございます。

その下、6款繰越金1,000円は、科目設定でございます。

その下、7款諸収入81万2,000円、94万5,000円の減。

次のページをお願いいたします。

こちら、延滞金と預金利子は科目設定のためのものでございますが、雑入94万5,000円の減、これは浄化槽設置の工事費が町の補助基準額を超えた場合や、設置後、初回の法定検査費を個人が負担することになってございます。その検査費等の個人負担分として、雑入として計上してございます。

9ページをお願いします。

8款町債2,090万円、60基分の合併処理整備事業、事業債になります。

以上、歳入合計1億801万3,000円、前年度1億9,691万5,000円、8,890万2,000円の減でございます。

次の10ページをお願いいたします。

歳出になります。歳出も款の項目を中心に説明させていただきます。

1款総務費2,355万5,000円、前年に比べて555万8,000円の減、職員3名の人件費及び起債の償還のために歳入の、都の浄化槽設置に係る補助金を減債基金へ積み立てることになってございまして、その積立金523万2,000円の2つから成ってございます。

次のページをお願いいたします。

2款施設管理費678万1,000円、21万5,000円の増、浄化槽法に基づいて行われる検査料、清掃委託料、保守点検委託料ですが、平成25年度に設置した分が合算されるための増額でございます。

3款施設整備費7,665万円、8,385万円の減、歳入の項目でも申し上げたように、浄化槽の設置基数を平成25年度130基から平成26年度は60基に減らす計画になってございますので、その分の減と、単独処理浄化槽撤去費補助金を、平成25年度の実績を勘案して減らした分の減でございます。

次の12ページをお願いいたします。

4款公債費82万7,000円、29万1,000円の増、合併処理浄化槽事業債の利息になります。

最後に、5款予備費20万円。

以上、歳出合計1億801万3,000円、前年度1億9,691万5,000円、8,890万2,000円の減となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番、奥山博文君。

- 10番（奥山博文君） 施設整備費なんだけど、前年度の予算の半分、浄化槽の数を減らすと、それが正しい数なのかどうかわかりませんが、本来であれば、こういうものは増やしていくべきものなんだけど、急に現実になってきたのかなと思うんですよね。ぜひとも、補正でここが、施設整備費が増えるように努力していただきたいと思います。

要望で結構です。お願いします。

- 議長（小澤一美君） 要望です。

ほかに。

8番、奥山幸子君。

- 8番（奥山幸子君） 今、増やしてほしいとお話があったんですが、まず町職員の方が設置するというのは、住民に対する見本を示すという意味で大事だと思うんですけど、その辺は把握できていますか。あと、議員の方もどうなっているのか、ちょっと発言された方も含めて。

- 議長（小澤一美君） 住民課長。

- 住民課長（佐藤真一君） まず、議員先生の方々につきましては、私ども一応ローラー作戦を練ってございまして、65歳までの世帯の方ということでお会いできるか、もしくはポストインということでご案内をするかということで、一応、三根のほうも、あと10軒ほどということになってございます。来年度は大賀郷と、ポストにはご案内を入れましたが会えない方、そういった方を対象に大賀郷とまた三根の、お会いしてお話を聞いていただくというような形で回りたいと思っております。

町職員につきましては、一応、調査は行ってございます。機会あるごとに課長連絡会議等、庁議等ございますので、その中で、ぜひ率先してということで通知して、周知徹底を図りたいと思っております。

- 議長（小澤一美君） 8番、奥山幸子君。

- 8番（奥山幸子君） 模範になるべき存在ですから、ぜひその辺、徹底していただきたいと思います。要望でお願いいたします。

- 議長（小澤一美君） 要望で。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) ご異議ないものと認め、日程第7、議案第17号 平成26年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

10時30分まで休憩いたします。

(午前10時15分)

○議長(小澤一美君) 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時30分)

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小澤一美君) 続いて、日程第8、議案第18号 平成26年度八丈町水道事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(沖山 昇君) おはようございます。

書類番号12番をお願いいたします。

水道事業会計、1ページをお願いいたします。

議案第18号 平成26年度八丈町水道事業会計予算。

第1条 平成26年度八丈町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第5条を除いて省略してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) 次のページをごらんください。

企業債第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

水道施設整備事業、限度額1億8,950万円。

次のページをごらんください。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

ここで、先日、全員協議会等においてもご説明申し上げましたけれども、平成26年度より地方公営企業会計制度が大幅な見直しとなります。会計制度により変更となった主な点も一緒にご説明させていただきたいと思っております。

23ページをごらんください。

水道事業会計では、営業収益3億903万円、一般会計からの繰入金、それから企業債にて予算を組ませていただいております。一般会計からの繰入金でございますが、収益的収入に539万円4,000円、資本的収入に949万7,000円計上しております。

水道事業においては収支の均衡はございませんが、昨年に引き続き、水道料金の見直しをせずに予算を組ませていただいております。

また、本年4月からの消費税率の改定に伴い、水道料金等や費用において消費税分が増額となっておりますので、先に申し上げておきます。

企業会計予算書では前年度との比較がございませんので、予算説明資料、こちらになりますが、資料の10番になります。あわせてごらんいただければと思います。

それでは、収益的収入及び支出でございます。

収入、水道事業収益4億4,418万1,000円、1億3,612万円の増でございますが、営業収益が3億903万円、営業外収益が1億989万1,000円、特別利益2,526万円となっております。

これは会計制度の改正により、営業外収益に長期前受金戻入が、それから特別利益に一般会計補助金が新たに設定され、長期前受金戻入1億423万3,000円を減価償却の補助金分の戻入として、また一般会計補助金2,526万円を退職給付引当金として計上させていただいております。

次のページをごらんください。

支出、水道事業費用4億2,221万円、1億2,779万円の増でございます。営業費用3億6,139万9,000円、1億100万8,000円の増でございます。原水費1,531万3,000円、206万6,000円の増でございます。主なものとしたしましては、動力費が172万2,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

浄水費です。浄水費2,200万円、198万5,000円の増、これにつきましては、委託料が電気・計装保守点検内容を見直し、187万5,000円の減、薬品費では、使用料を精査し22万3,000円の減となっておりますが、修繕費においてマクロ化用のフィルターの修繕引当金659万2,000円の計上と、動力費の74万4,000円の増により、浄水費全体では198万5,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

配水及び給水費3,491万1,000円、304万円の増、こちらにつきましては、漏水の調査や修理の委託により、委託料が397万8,000円の増となっております。

次のページをごらんください。

業務費5,226万2,000円、316万9,000円の減でございます。給料、手当、法定福利費が914万4,000円の減、新たに賞与引当金繰入額、それから法定福利費引当金繰入額、合わせて217万5,000円を計上。

そして、次のページになりますけれども、委託料が管路台帳更新やシステム改修等により325万9,000円の増となっておりますが、業務費全体では減となっております。

次のページをごらんください。

総係費でございます。総係費1,575万5,000円、241万5,000円の増、手当が90万2,000円、退職手当組合への負担金が182万5,000円の減ですが、引当金繰入額や、次のページにございます貸倒引当金繰入額の増により、総係費は増となっております。

次のページの営業外費用でございます。3,535万1,000円、152万2,000円の増でございます。企業債利息が182件、2,937万6,000円で167万2,000円の減でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

繰延勘定償却335万6,000円でございますが、水道ビジョン策定償却に加え、新たに退職給与金償却132万6,000円を計上いたしております。

特別損失2,526万円、過年度賞与引当金繰入額、過年度法定福利費引当金繰入額、退職給付費が新たに設定となっております。

また、予備費につきましては20万円でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入、資本的収入2億8,398万1,000円、1,517万2,000円の減でございます。企業債が1億

8,950万円、2,090万円の増、一般会計補助金949万7,000円、120万4,000円の増となっております。国庫支出金、坂上地区配水管布設工事の分として1,205万9,000円、828万1,000円の減、都支出金、こちらにつきましては、坂下及び坂上地区の配水管布設工事分として7,292万5,000円、8,299万5,000円の減でございます。

次のページをお願いします。

支出。資本的支出3億9,230万8,000円、1,467万7,000円の減でございます。

建設改良費2億8,752万8,000円、2,268万8,000円の減、配水施設におきましては、配水管布設に係る委託料613万5,000円、こちらは199万2,000円の減でございます。工事請負費、1億2,232万1,000円、4,740万3,000円の増となっております。この工事につきましては、都道、町道の改修工事に伴うものや、大川浄水場から第一配水池、第三配水池への送水管渠の布設替え、施設の機器の改修工事でございます。

続きまして、坂下地区上水道整備費1億303万7,000円、2,556万1,000円の減。

次のページをごらんください。

工事請負費でございますが、2本の工事を予定しておりまして9,098万2,000円、2,432万9,000円の減となっております。

坂上地区簡易水道整備事業費5,279万5,000円、4,567万3,000円の減、工事請負費はやはり2本の工事を予定しており、4,409万8,000円、4,399万1,000円の減でございます。

また、次の固定資産購入費では324万円で、給水タンクの運搬車の購入を計画しております。

あと、企業債償還金といたしまして1億407万8,000円、こちらにつきましては182件でございます。

以上で、水道事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 先ほど、管理者のほうから報告があったんですけど、断水の問題で、きょう夕方には復旧するだろうということなんですけど、給水車みたいなのを回す場合、何日断水したら回すとか、そういう決まりがあるのかどうか。

あと、この前は、坂上の工事があったとき、工事の関係で茶色い水が家庭に出たという話をお伺いしていますけど、その近辺に対しての案内、茶色い水が出ます、出る可能性があります

ますとか、工事をしていますのでとかという周知はされているのかどうか。若い人だったら、これ色がおかしいよと、水道の色がおかしいよとわかると思うんだけど、高齢者になると、そのまま水道水を飲んだりというのがあるんで、何とかそういうものの連絡は密にしてほしいと言われたんだけど、そこら辺はどうなっていますか。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 断水ということでいろいろご迷惑をおかけしまして、きのうからの断水なんですけど、夕べ10時前、9時半ごろでしょうか、水の出が悪いという話から実はスタートいたしました。護神山からの配水の、いわゆる矢崎を通るラインなんですけれども、こちらのほうが、通常ですと1時間当たり30トンぐらいの配水、配る水があるところなんですけど、メーター器を振り切りまして、メーター器のマックスが100トンでしたので、100トンを超える水が一時的に出ているというところで、それで上のほうから水量が足りないということで断水ということになりました。

その調査として、水道係が調査をしまして、一応、区切りといたしますか、バルブ操作をしまして区切りをつけてどんどん絞り込みをしていったというところで、最終的にきょうの朝6時前ぐらいでしょうか、漏水箇所が発見されたと。管路台帳で見ますと、口径150ミリですので、これぐらいの直径150ミリの管の恐らく漏水と思われまして、10センチのアスファルト舗装を恐らく6センチか7センチぐらい持ち上げるぐらいの勢いで漏水がございました。

それにつきましては、両サイドといたしますか、その水をとめるべくバルブ操作をいたしまして、今現在のところは断水をしているところというのは私の耳には入ってきておりませんが、ただ、その間、調査をするということで、夜中になりますけれども、バルブを締めての調査ということで一部分の断水がございました。

そういった場合、日中の場合ですと、うちのほうで1トンの給水タンクを持っております。それをトラックに積んで近いところに設置をさせていただいて、あとは赤とか白になりますけれども、20リットル入りのポリタンク、こちらをうちのほうでも常備しております。こちらのほうに水を入れまして、断水している家庭にお配りするという対応させていただくように準備をしております。

それから、坂上の工事での濁りの件でございますが、こちらにつきましても、実は坂下、樫立になりますが、都道下で漏水がございました。これの修理をするということで、本管の漏水がございましたので、バルブ操作をする、本管をとめないで漏水の修理ができないということで本管をとめる操作をしたんですが、何せ古い管だったものですから、バルブから鉄

さびが出てしまいました。それを、都道沿いの大きい、皆さん多く使われる管のほうに少し入り込んでしまったということで、数軒から濁りがあるということで、直ちにそちらのほうにお伺いしまして、水をちょっと出して様子を見るということで、これにつきましては水を出すということで解消したというところでございます。

一応、断水するに当たりましては、その断水区域内の住民の方にはチラシ等をお配りして、それで漏水修理を行いますということを事前にお知らせさせていただいておりますが、この濁りにつきましては、それ以外のところに入り込んでしまったというところで、ご迷惑をおかけしたというところでございます。

○議長（小澤一美君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） ご質問の、今回の場合、きょうの朝6時過ぎから、給水対策を練ってもう準備しておいたんですが、一応、水のほうが回り始めたということで実際は行動を起こさなかったんですが、準備だけはしておりました。

決まりは、そういうのがはっきり言って、ないので、ただ早急に対応するようにしていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小澤一美君） 10番、よろしいですか。

ほかに。

9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 管理者に初めて質問するのかなと思うんですが、管理者、給水地域というのがありますよね、町にも。それで、過去においては10年ぐらい前、よくその話が出たんです。というのは、給水地域外に家を建てて、その水が1気圧ぐらいでなかなかどうだこうだ、給水地域内であっても、3気圧出していないとかいろいろな箇所があって、それは給水内の部分は改善されたと思うんですが、給水地域外のものに、例えば昔でいえば、飛行場の上のほう、上のほうというか、あそこが試験場のほうに行く間に家が今はいっぱい建っていますよね。あそこら辺が給水地域外だったんです。あそこらはなかなか水の圧がなくて、今は出るようになっていると思いますが、それであのときの議論が、試験場にポンプアップしていった水を使ったらどうだという話もあって、いろいろあったんですが。

それで、今はあれはどういうふうな形になっておりますか、あそこは。下で圧をかけて、ポンプアップで、全ての家に3気圧出すようになっていますよね、今、恐らく。

○議長（小澤一美君） 課長。

○企業課長（沖山 昇君） 空港の上といいますと、クリーンセンター等そういった施設がご

ざいまして、クリーンセンターでは下のほうにタンクを置きまして、ポンプアップを自前でやっただけだということですが、各家庭におきましては、やはりたしか数軒は下にタンク、受水槽を一度置かれて、そこからポンプアップをされていると……

(山口議員「自費でやっているの」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) 自費でされているというところがございます。

○議長(小澤一美君) 9番、山口英治君。

○9番(山口英治君) 自費ということは、各家各家で。では、飛行場の階段になって上がっていくところがあるでしょう、空港の上のほう。それだったらいいんですが、ただ、給水地域というのは非常に大事で、いろいろ町のほうでも議論がありました、もうそれだったら出してやったらどうだと。給水地域内であれば、これは町の責任として3気圧出さなくちゃいけない、これは当たり前の話で、わかりました、その点は。

23ページの営業外収益の中の、一般会計補助金がありますよね。539万4,000円ですか、これ、前は、あと残り900万円ありますよね、今、課長が説明したけど。その900万円というのは3条予算とか4条予算とか、私、勉強不足でよくわからない。起債に充てるお金だからここに載っていないんですか。当初、最初は1,400何万円とぼんと出たんですよ、予算書に。今回、それがあれしているから、多分、これ何予算というのか、3条予算と4条予算というのか、それでその起債に充てるからということでこれには載っていないのかな、ちょっと勉強不足で、教えてください。

○議長(小澤一美君) 企業課長。

○企業課長(沖山 昇君) 山口議員のおっしゃるとおりでございます、一般会計の営業外収益での539万4,000円が、こちらが3条予算のほうでございます。残りの949万7,000円、こちらのほうは資本的収入のほうで4条予算のほうに計上させていただいております。

(山口議員「わかりました。ありがとうございます」の声あり)

○議長(小澤一美君) ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(小澤一美君) ご異議ないものと認め、日程第8、議案第18号 平成26年度八丈町水道事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(小澤一美君) 続いて、日程第9、議案第19号 平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

- 企業課長(沖山 昇君) 水道事業会計の次の、緑色の用紙をおめくりいただきまして、1ページ目をごらんください。

議案第19号 平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算。

第1条、平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第5条と第9条を除き、省略させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 企業課長(沖山 昇君) ありがとうございます。

次のページをごらんください。

企業債第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

自動車購入事業、限度額1,500万円。

次のページでございます。

重要な資産の取得及び処分。

第9条、重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

- (1) 取得する資産、自動車、小型乗合バス1台購入。
- (2) 処分する資産、自動車、大型乗合バス1台廃車。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

こちら水道事業でご説明をさせていただきましたが、会計制度の変更に伴ったものの主な点も一緒に説明させていただきます。

24ページをごらんください。

(議長「資料がどっちがどっちか言えよ。自分でわかってもらえないから」の声あり)

○企業課長（沖山 昇君） 予算書の24ページをごらんください。

一般旅客自動車運送事業会計では、営業収益1億2,082万5,000円、それから東京都補助金11万8,000円、一般会計からの繰入金、企業債などにて予算を組ませていただいております。

一般会計からの繰入金は、収益的収入に2,000万円計上いたしております。それから、路線の小型バス購入のための企業債といたしまして、1,500万円を計上いたしております。

均衡につきましては、5,500万円となっております。

また、水道でも申し上げましたが、消費税の税率の変更に伴いまして、費用等消費税分が増額となっておりますので、先に申し上げておきます。

それでは、収益的収入及び支出でございます。

収入。自動車運送事業収益1億7,602万2,000円、5,044万6,000円の増でございますが、事業収益1億2,082万5,000円、1,588万4,000円の増、営業外収益2,156万2,000円、92万7,000円の増、特別利益3,363万5,000円でございます。こちらにも会計制度により新たに計上されているものがございます。

25ページ、支出でございます。

一般旅客自動車運送事業費用1億6,812万2,000円、4,684万9,000円の増でございます。営業費用1億2,716万9,000円、1,051万3,000円の増、運転費、こちらにつきましては8,034万5,000円、322万4,000円の増でございます。

主なものといたしましては、次のページになります、26ページの上のほうです。

賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額で、増となっております。

車両修繕費、こちらは675万6,000円で54万4,000円の減でございます。

次のページの外注修繕費、こちらが5,984万円、42万8,000円の減が主でございます。

続きまして、減価償却費1,265万3,000円、608万3,000円の増、こちらにつきましては車両分が増えてございます。

次のページ、28ページをごらんください。

旅客誘致費、こちらは前年とほぼ同額の43万2,000円でございます。

次のページをお願いします。

一般管理費1,738万3,000円、147万8,000円の増、こちらは退職給付費賞与引当金繰入額、

法定福利費引当金繰入額による増となっております。

次のページをお願いいたします。30ページでございます。

営業外費用659万8,000円、450万6,000円の増、こちらは企業債利息24万3,000円の増、退職給与金償却の増、それから消費税319万6,000円の増でございます。

次に、特別損失3,415万5,000円、3,183万円の増、過年度賞与引当金繰入額、過年度法定福利費引当金繰入額、退職給付費が新たに増となっております。

また、予備費につきましては20万円でございます。

次のページ、31ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。

収入。資本的収入、こちらは企業債でございますが、1,500万円、2,900万円の減でございます。こちらは路線バス購入企業債でございます。

支出。資本的支出3,270万5,000円、2,422万7,000円の減でございます。こちらにつきましては、建設改良費固定資産購入費が2,201万2,000円で、主にこちらのほうは路線の小型バスの購入でございます。

あと、企業債償還金といたしまして、1,069万3,000円でございます。

以上で、一般旅客自動車運送事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） バスの停留所というのは、新設するのは結構難しいものかが、1点。

あと、26ページの軽油費、これ大型車、中型車用の軽油なんだけど、これ、我々一般が購入するのとどれぐらい安いのか。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 停留所の新設でございますが、こちらはやはり陸運支局のほうへ申請が必要となります。これには審査がございますので、申請をしてから日数はかかるかと思ひます。

○議長（小澤一美君） 10番、よろしいですか。

（奥山（博）議員「油代。10番、よろしくないよ」の声あり）

○企業課長（沖山 昇君） 一般会計の軽油の代金、あと、一般的に売られている軽油の代金

というのは、申しわけありません、現在、把握しておりませんが……

(山口議員「そんなことじゃだめだろうよ」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) すみません。申しわけありません。

(山口議員「俺でさえわかっているのに」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) 今、企業課で契約している金額は、軽油が1リットル当たり171円で契約をさせていただいております。

(発言する者あり)

○議長(小澤一美君) 10番、奥山博文君。

○10番(奥山博文君) まず、停留所、新規では難しいかもしれないけど、臨時でつくっちゃえばいいじゃない。というのは、この次の病院の関係なんだけど、今、病院で患者さんが乗るんだけど、若い人はいいんだけど、やっぱり高齢者は、————まで薬剤とりについて、坂上の方なんだけど、また病院に戻らなくちゃいけない。それで、結構、何とかありませんかという話はあるんだけど、これはバスの運転手さんとうまく調整していただいちゃ一番いいんだけど、————で坂上行のバスは乗せてくれないかという話があるんだよね。ぜひとも、あそこの距離は、我々ぐらいだったらまだいいけど、高齢者はあそこまで行くのも大変なのに、また病院にバスに乗るためには戻らなくちゃいけない。病院のほうとも話しなくちゃいけないんだけど、ぜひともそこを早目に改善してもらいたい。

また、これが雨だったらなお大変だから。坂上、送ってくれる方はいいけど、結構多いんですって、それ。ぜひとも、それをお願いします。坂上から票を取るだ、これで、そこどうなのか。

あと、軽油は本当は我々が入れるよりか安くなくちゃいけないから、ちゃんと調べて、入札のときも気をつけてもらわないと。ここで、何で一般会計から退職引当金みたいなのがぼんと来ているわけだから、利益を上げるように少しでも企業で利益も、こういうところを節約して利益をあげるようにしてもらわないと困るので、そういうところ敏感にやってください、物の値段。自分のところで軽油を買ったとき幾らだとか、バスの軽油が幾らだとか、ぜひともお願いします。

○議長(小澤一美君) 要望でよろしいですか。回答が要る。

町長。課長じゃ答弁できない。

企業課長。

○企業課長(沖山 昇君) 停留所につきましては、————というお話ですが、実は

—————の前とといいますか、ちょうど保健所、都道の脇に病院前という停留所がございます。そこで乗り降り、乗降は可能となっておりますので、ぜひご利用いただければと思いますが、周知のほうは不足しているのかというふうに思います。運転手等、案内をできればするなり、させていただければというふうに思っております。

それから、あと軽油につきましては、相場のほうがちょっと申しわけありません、存じ上げませんで申しわけありませんでしたが、一般会計のほうでも軽油等入札を行っております。その金額と比較いたしまして、同額もしくは若干サービスをしていただくということで交渉等をさせていただくこともございます。一般会計よりも高いということはございませんが、通常の販売されている価格との比較はされておられませんので、勉強させていただきたいと思っております。

○議長（小澤一美君） 10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 今、病院前、停留所が前はあったよね。停留所も今は、だけど立っていないよね。というのは、都道の拡幅工事で。だから、それが危険だから、あそこは乗合所もないんだよ、言っておくけど。停留所はあっても、人が待っているような場所もないし、だからそういうのは、そこは停留所、あそこで待っている人なんて見たことない、言っておくけど、あんな工事のさなかに。だから、それを移動するとか……

（山口議員「変更、すぐできること」の声あり）

○10番（奥山博文君） ちゃんとそこら辺は、交流してください、患者さんと。できますか。

○議長（小澤一美君） 場所の移動はなかなかできないよ。

企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 恐らく、博文議員のおっしゃるのは、坂下から来る場合の停留所が、今、工事の部分で恐らくご不便をかけているということかと思っております。それにつきましては工事ということですので、場所的などところもちょっと考慮したいと考えます。

○議長（小澤一美君） 10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） だから、坂上に行く人のためのバスの停留所だから、病院から行くとき、こっちに行けば乗っても行けるわけだ。そこは、内部で話し合って、バスの運転手さんとも、—————から病院に帰らなくてもいいような方法をとってください、わかりますか、お願いします。

○議長（小澤一美君） 関連。長戸路義郎君、12番。

○12番（長戸路義郎君） 課長、今、バス停とかそういうあれは全部あるけども、今、バス

のほうは陸運局に申請すればバス停なしでもできるんだ。今、あそこのレストランから役場の間の道路が完成すれば、バス停なしでも運転できるようになるから、その申請を上げるべき。

今の時代は、どこの地方に行ってもバス停というのはなくなっているんだよ、だんだんと。その辺をちょっと研究したほうがいいと思う。それだけはぜひやってよ。陸運局でもって恐らくできないことないと思う。三多摩のほうもやっているから、バス停なしというのを。

(発言する者あり)

○議長（小澤一美君） 山下町長、答弁。

○町長（山下奉也君） その辺は調べさせて、先月かな、国交省が来て、私はこの問題を住民から聞いていますので、ただ、具体的に聞いていないので、申請しなくてもできますかという、臨時的にという話もしたんですけど、その辺は確認して、なるべく住民の使いやすいように検討させます。もし、申請が必要であれば、申請させますので。

それと、軽油の問題は、本当に企業はもうけることを考えないとですから、一般の価格が知らないという回答はちょっとまずいと思いますので、その辺もふだんから気をつけさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） まあ軽油の話はさておいて、これは過去にもいろいろあったんですよ、新しくできて、前は談合みたいな感じで何年か順番でやって、値段も随分変だねというような話があって、この問題は、一応、宗おじが毎日毎日頑張ってガソリン問題をやったことがありますよ。ガソリンでも、違いますよ、各値段、坂上と坂下でも、かなり。25リットルで1,000円以上違いますよ。そういう意味では、どこがどうだとちゃんと情報をつかんで、交渉事だから、入札とはいえ、ちゃんとしてください。

それと、27ページ、減価償却費があるでしょう。これ、1,265万円というんだけど、例えば車両、減価償却が終わった、これは流動したんですよ、車両。減価償却が終わったものって結構ありますか、車。

○議長（小澤一美君） 大澤経理係長。

○企業課経理係長（大澤知史君） ちょっと今、台数があるんで、全部で9台あるんですけども、恐らく5台ぐらいは償却が終わって、残存価格だけが残っている状況かと思います。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） やっぱり長く使うということも大事なんですけど、以前、それで新車を

買うはめになったと思うんだけども、買うことになったと思うんだけども、いわゆる修理が高過ぎて、維持管理が高過ぎるというような話も聞いたので、ただ、大体どれぐらい、まあ物はよくなったと思うんですが。

あと、新車を買うための財源構成、これ起債が認められていますよね、たしか。それをちょっと教えてほしい、財源構成、車を買うときの。

○議長（小澤一美君） 大澤係長。

○企業課経理係長（大澤知史君） 財源構成に関しては、企業債、東京都の振興基金を充てております。

○9番（山口英治君） 全て。

○企業課経理係長（大澤知史君） 車体価格のみです。

○9番（山口英治君） だから、まるまる。

○企業課経理係長（大澤知史君） まるまるです。

○9番（山口英治君） ああ、そうですか。あと何年ぐらいかかるの、それで支払いは。

○企業課経理係長（大澤知史君） 支払いは5年です。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 財源のあれ、ちょっと町長、俺もわからなくて質問するんだけど、それが起債が認められるということは、係長、起債が認められるということは、後から戻ってくる金もあるんですか。

○企業課経理係長（大澤知史君） 戻ってくるお金と言いますと。

○9番（山口英治君） 要するに、普通、通常起債というのは……

○企業課経理係長（大澤知史君） いや、交付税はないです。

○9番（山口英治君） 全て交付税はないんですか。

○企業課経理係長（大澤知史君） はい。

○9番（山口英治君） そうすると、金利の部分も。

○企業課経理係長（大澤知史君） 金利もございません。

○9番（山口英治君） そうですか。もし、そういうのが戻ってくれば大したものだけど、じゃ、要するにお金を貸してあげるといっただけの話か。町の財源でも一般会計から借りてもいいということなんだ。まあ企業だから、一般会計とは区別してやらなくちゃいけないということで、起債をしているわけかな。起債をやるメリットはないわけだ、じゃ。

○議長（小澤一美君） 大澤係長。

○企業課経理係長（大澤知史君） まあそうですね、できれば。

○9番（山口英治君） というのは、一般会計と公営企業は別会計だから、極端に言えば、分けていると。極端には一般会計から借りても問題はないわけだ。俺も頭がごっちゃだけど、極端に言えば、お金の話だけで言えば。別にキリの裏負担もないし、起債したからといって交付金がつくわけでも何でもないし。

ということは、企業ということで一般会計と分けているというふうに理解したほうがいいのかな。例えば、この起債が認められなかったら大変だとか何とかといっても、別に一時借り入れれば済む話だから。そういうふうに理解してよろしいですか。

○企業課経理係長（大澤知史君） はい。

○9番（山口英治君） ありがとうございます。わかりました。

○議長（小澤一美君） ほかに。

8番、奥山幸子君。

○8番（奥山幸子君） 空気を運んでいるということで、大きなバスを走らせていることに対して住民からいろいろ不満もあったんですけど、今回、小型バス導入ということでよかったと思うんですけど、路線変更はないんでしょうか。通常どおりなんんでしょうか。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 路線バスの路線変更につきましては、病院、それから病院と庁舎の間の道路が完成しましたら、申請のほうをさせていただきます、そちらのほうの路線変更は申請を行います。

○議長（小澤一美君） 8番、奥山幸子君。

○8番（奥山幸子君） その部分も聞こうと思ったんですけど、役場から病院までの道路がいつできるのかというのが一つと、それと、今言った小型バスを導入するメリットというのは、人件費はほとんど変わらないということだったんですけど、燃料費の問題が一つですよ。

もう一つは、やっぱり細かに動けるといことだと思っんです。住民の要求はその部分だと思っんですけど、その辺は検討していただけないんでしょうか。病院から役場の道路だけではなくて、もっと小回りのきく、そういう路線というのができないかという、その辺教えてください。

○議長（小澤一美君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） バスの配車そのものにつきましては、いろいろ乗り方を考えながらやっていかないといけないというふうに考えておりますし、今、アンケート等もと

って、どこの路線がどういうふうに使っているかというふうなものも確認しながら進めておりますので、今しばらく時間をいただきたいというふうに考えております。

○議長（小澤一美君） 8番、奥山幸子君。

○8番（奥山幸子君） 役場から病院までの道路はいつ完成するんですか。

○議長（小澤一美君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 今のところ、今3月の末なんですけども、なるべく早くできるといふふうに聞いてございます。

○議長（小澤一美君） 建設課長。

○建設課長（八洲 進君） 新庁舎から病院へ行く道路でございますが、これは繰り越しをいたしまして、平成26年の4月末に完成する予定でございます。

（奥山（幸）議員「はい、わかりました」の声あり）

○議長（小澤一美君） 5番、水野佳子君。

○5番（水野佳子君） 関連なんですけれども、4月に完成をして、庁舎にバスが乗り入れできる時期はいつになるんでしょうか。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 道路が完成いたしましてから申請というところでございますが、前にもご質問がありましてお答えさせていただいておりますが、おおむね6カ月というところでございますけれども、なるべく短縮できるようにということで、警察等公安委員会、そちらのほうとの話し合いも進めてございます。できるだけ短縮できればというふうに考えております。

（水野議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（小澤一美君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) ご異議ないものと認め、日程第9、議案第19号 平成26年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小澤一美君) 続いて、日程第……

(山口議員「議長、10番議員の同意を得て休憩動議をお願いいたします」の声あり)

○議長(小澤一美君) 1時30分まで……

(事務局長「1時までにはしませんか」の声あり)

○議長(小澤一美君) 町長が用事があるそうで。

○町長(山下奉也君) 老人ホームで寄付をしたいという方がおりまして、昼休みそれをいただきに行かないとなので、1時半まで休憩してもらえれば……。

(長戸路議員「午前中で終わって、説明方だけやっちゃって」奥山(博)議員「病院だけやっちゃおう」の声あり)

○議長(小澤一美君) それならば、休憩取り消し。

(発言する者あり)

○議長(小澤一美君) 続いて、日程第10、議案第20号 平成26年度八丈町病院事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長(沖山 昇君) 黄色い色紙の次のページ、1ページをごらんください。

議案第20号 平成26年度八丈町病院事業会計予算。

第1条、平成26年度八丈町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第5条、第10条を除いて省略してもよろしいでしょうか。

(「省略」の声あり)

○企業課長(沖山 昇君) ありがとうございます。

次のページ、2ページをごらんください。

企業債第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

病院施設整備事業、限度額7,060万円、医療機械器具整備事業、限度額4,170万円、合計1

億1,230万円。

次のページ、3ページをごらんください。

重要な資産の取得及び処分。

第10条、重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

取得する資産、医療機器、個人用透析監視装置8台購入、医療機器、光電デジタル脳波計1台購入。

次のページをごらんください。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

26ページをごらんください。

病院事業会計では、医業収益11億5,944万円、一般会計からの繰入金、企業債にて予算を組ませていただいております。

一般会計からの繰入金でございますが、収益的収入に1億1,324万1,000円、資本的収入に8,535万6,000円を計上いたしております。また、本年4月より、先ほども申し上げましたけれども、消費税の変更により消費税分が増額となっておりますので、ご了解ください。

それでは、収益的収入及び支出でございます。

収入。病院事業収益、16億5,919万1,000円、4,641万円の増でございますが、医業収益が11億5,944万円、医業外収益が3億2,197万円、特別利益1億7,777万9,000円でございます。

病院事業会計におきましても、会計制度の改正により新たに設定されているものがございます。

次のページ、28ページをお願いいたします。

支出。病院事業費用3,958万7,000円の増で、16億4,961万5,000円でございます。医業費用、14億2,268万5,000円、1億3,353万9,000円の減、給与費4億9,337万2,000円、1,390万7,000円の増でございます。こちらの給与費の主なものといたしましては、給料が866万1,000円の増、手当が2,065万4,000円の減、賞与引当金繰入額、法定福利費ほかの引当金繰入額分の増で、給与費全体では増となっております。

次のページをお願いいたします。

材料費3億4,578万2,000円、2億3,341万円の減でございます。こちらにつきましては、薬品費が大きな減となっております。

続きまして、経費3億8,839万6,000円、3,450万8,000円の増でございます。こちらにつきましては、次のページ、30ページの賃金8,084万6,000円、286万3,000円の増は、こちらにつ

きましては臨時賃金の増。

続きまして、次のページの下の燃料費が1,840万3,000円で、217万5,000円の増、それから次の光熱水費、こちらが3,665万円で、421万8,000円の増でございます。こちらにつきましては、消費税の値上がり等を考慮しつつ、実績により算出いたしております。

また、一番下の委託料につきましては1億7,335万3,000円、2,750万5,000円の増でございますが、こちらにつきましては、電子カルテの関係での委託料が増えてございます。

次の32ページをごらんください。

修繕費では、建物、医療機器等の修繕が111万7,000円の減で、1,080万円となっております。

次の33ページ、管理費でございます。

管理費4,964万円、771万1,000円の減でございます。

こちらにつきましては、賞与引当金繰入額、法定福利費引当金繰入額、貸倒引当金繰入額等を新たに計上しておりますが、退職給付費の1,076万2,000円の減により、管理費全体といたしましては減ということになってございます。

次のページ、34ページ、医業外費用でございます。4,891万5,000円、465万3,000円の減でございます。こちらは次のページ、35ページになりますが、消費税納付額は増えておりますけれども、主に企業債利息、こちらが201万4,000円の減、繰延勘定償却402万2,000円の減などによるものでございます。

特別損失1億7,777万9,000円、これにつきましては、過年度賞与引当金繰入額、過年度法定福利費引当金繰入額、退職給付費を新たに設定しております。

予備費につきましては、20万円でございます。

次のページ、36ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入。資本的収入2億3,813万円、2,902万円の減でございます。企業債が1億1,230万円、250万円の減でございます。

一般会計補助金、こちらが8,535万6,000円、1,275万2,000円の増となっております。

都支出金、こちらにつきましては3,784万9,000円、72万8,000円の増でございます。

他会計補助金、こちらは262万5,000円、4,000万円の減でございます。

こちらにつきましては、平成25年度におきまして、医療情報システム補助4,000万円が計上されております。

続きまして、支出。資本的支出 2 億 8,933 万 1,000 円、3,381 万 5,000 円の減でございます。

建設改良費 1 億 2,607 万 3,000 円、4,722 万 3,000 円の減、こちらの建物整備費では、地下タ
ンクの改修工事を行う予定をしております。

次のページをごらんください。37 ページです。

固定資産購入費 5,303 万 5,000 円、1 億 1,010 万 2,000 円の減となっております。あと、企業
償還金といたしまして 1 億 6,325 万 8,000 円、2,057 万円の増となっております。

以上で、病院事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

8 番、奥山幸子君。

○8 番（奥山幸子君） 院外薬局の件なんですけど、島内に 3 カ所あるというお話なんですけど、
受け取り方法が住民に周知されていないように思うんです。先ほどの話では、—————
—に行くのに歩いていかなくちやいけないと。ほかの薬局に聞いたら、郵送もしてくれると
いう話なんです。その後でまた—————に聞いたら、そこでも郵送ができるという
お話でしたので、そういうことを住民の皆さんは知らない方、知っている方とばらばらだと
思うんで、その辺きちんと整理して、住民に配布するとか広報に載せるとかしていただきたい
と思うんですけど、課長、答弁お願いします。

○議長（小澤一美君） 病院事務長。

○病院事務長（和田一宏君） あくまでも企業の問題ということで、なかなか格差が生じたり
とかいろんな問題があると思いますので、その辺はちょっと調整しながら、町として P R で
きる部分があるかどうか、確認しながら行っていきたいと思います。

○議長（小澤一美君） 10 番、奥山博文君。

○10 番（奥山博文君） 広報は別に、病院に行かない人はそんな関係ないから、病院の中に
張り出して周知させるように。これ、配達してくれるところもあるよ。

（山口議員「配達するよ、今、どこでも」の声あり）

○10 番（奥山博文君） 郵送もだろうけど、薬局の方が坂上まで配達する、そういうシステ
ムもあるから、ぜひとも、院外薬局の 3 つの薬局と話して、どこまでのサービスができるの
か、それをやって、病院の薬局のところに張り出せばいいんだよ、何カ所か。

結局、後で言おうと思ったんだけど、患者の身になって、企業は全てそうなんだろうけど、
お客さんの身になって、病院は患者の身になってやってもらわないと、何か高飛車っぽいと

患者さんから苦情もあるから、もうちょっと患者さんの身になるような病院になってほしいと思うので、これは要望ですけど、努力していただきたい。よろしくお願いします。

○議長（小澤一美君） ほかにございますか。

7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 現状でも調剤薬局のほうへあっせんするようになっているようですが、今もう100%調剤薬局にしてしまうんですか、病院内の薬局は使わないということですか、そこはどうなんですか。

○議長（小澤一美君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 病院内でしか取り扱えない薬品というのも当然ありますので、そういった部分については病院内に残りますが、今のところは患者さん全て院外薬局のほうにご案内を差し上げているところです。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 今までの議論の経過では、やはり院内の薬局があったほうがお年寄りにはよかったんじゃないかというような話もあったんだよね。だから、現に今も出てくるように、調剤薬局のほうに行って、バスの問題とかあるわけなんだけども。

そうすると、薬剤師はこの前の話でも3人使うということだし、100%というか、大方は調剤のほうへ行ってくださいということになると、そうすると患者への利便性という点ではかなり不便になる部分もあるわけだね、現実的には。

病院のほうでは人件費も大して、薬剤師が4人が3人になったということになるわけなんだけれども、そこらあたりはどういうふうに評価しますか、考えますか。

○議長（小澤一美君） 病院事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 人件費等についてもいろいろ考え方があると思うんですが、薬剤師の数等については、入院患者の数、それから院内で処方される処方箋の数、これによって決まってきます。ですので、今後、院外処方というのが確立されてきちりしていけば、当然、薬剤師の数は減らすことも可能だと思っております。

ですので、ただし、病院としては、今後、院外に出して薬剤師のほうの手薄になるわけですので、病棟のほうの服薬管理指導料、こちらのほうの加算を、将来的には、いつできるかわかりませんが、できれば27年度を目途に、そういったものも目指していきたいというふうに考えております。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） そうすると、今回は薬品費が調剤に回るわけだから、医業収益の中の薬品が大きく減じるだろうというふうに思うんだけど、予算書を見ると、全然その薬代の歳入が、収入が見受けられないんだけど、それはどうしてなんですか、それを教えてください。

それと、あとは具体的な金額が出ていないんですよね、さっきの委託費、賃借料、これが31ページの、賃借料と委託料、小計は出ているんだけど、それぞれの各項目の金額が出ていないのはどうしてですか。ちょっと、委託料なんかは何が幾らかかっているのかなというのを見たいんだけど、合計額だとわからないんだけど、それはどうしてですか。

○議長（小澤一美君） 病院事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 薬品費の減につきましては、予算書の中で医業費用の材料費、この中の薬品費、これが26年度の予算で2億7,500万円となっております。26年度の予算で2億7,500万円、当初予算ですね。

（菊池（睦）議員「僕が言うのは、収入のほうに上がっていない」の声あり）

○病院事務長（和田一宏君） 収入。

○議長（小澤一美君） 7番、菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 薬の販売をしているわけでしょう。

○議長（小澤一美君） 病院事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 収入のほうは、当然、院外処方になるわけですので、外来収益、こちらのほうが約5億8,800万円ということで、25年度に比べ2億5,000万円減額となっております。これが薬品費に係る収益かなと。あとは、入院等の薬品の収益もありますので、それは入院費の中に含まれております。

以上です。

○議長（小澤一美君） ほかにございますか。

菊池睦男君。

○7番（菊池睦男君） 項目が出ていないのはどうして。金額。

○議長（小澤一美君） 病院事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 委託料の項目については、当然、細かいものもございますが、ほとんどのものが入札に係るものでございますので、詳しい金額はお出ししていませんのでございます。

○議長（小澤一美君） ほかに。

（菊池（睦）議員「何で合計なの」の声あり）

○議長（小澤一美君） よろしいですか。

9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 管理者、管理者もまだ事務長のころ、療養型の新設という話を聞いたことがありますか、いわゆる、いろんな問題で介護等の。昔は、それで町も5床ぐらいやろうとしたんだが、国の政策のことで、要するにその件については補助金は出しませんよと、認めませんよというようなお話があって、療養型の病院というのは全国どこでもつくれなくなったんだが、でも今、方向性が変わったんじゃないのかなと。それで、療養型、八丈町も前管理者はたしか考えると、前々管理者も考えるみたいな話があったんですが、そのことについてはどういうふうな方向に今、進んでいるんですか。

○議長（小澤一美君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） ただいまの件につきましては、来年のこの予算に、亜急性期の形で入院患者を受け入れるということで予算計上しております、これが国の制度がまた変わりそうでありますので、今のところ亜急性期という言葉を使っておりますが、それがもうちょっと違う言葉になろうかと思えますけれども、とにかく病院の今、ベッド稼働率が50%を切っていますので、少しでも上げるようなことで亜急性期をやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） やはりすごく大事だと思うんですよ。今、稼働が50%とかそういうことになれば、あるものをそのまま療養型に変更できることも、例えばですよ、3床とか2床できないのかなと。国が結構、この件に関してはふらふらしていますよね。政権が変わるたびに、何か先、これが見えなくなってきたり、見えてきたりという部分があるんですけど、現在、じゃ、状況としては、それを方向性としてはやるという、町では療養型の病床をつくるというふうに理解してよろしいんですか。それで、何床なの、それは。

○議長（小澤一美君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） その療養型という名称が変わって、亜急性期という形になっていこうかというふうに思います。

（山口議員「中身は同じでしょう」の声あり）

○公営企業管理者（關村三男君） それで、また11月ごろにその法律がまた変わるというよう

な感じで聞いておりますが、とにかく中身的には同じような形で、ただ、私どもとしては8人、8床を、50床の内8床を亜急性期にかえていこうという方向で進めておりますが、急性期じゃなくて亜急性期という形での。ただ、それが、また本当にもうちょっと情報を細かくとらないとですが、微妙に法律が変わっていくということなんで、とにかく方向性としては進めてまいります。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 確かに、管理者、胃ろうの話をするとう博文君に怒られるんですが、今、島外でも、やはり大変なんです。そういう意味で、僕はなかなか今の新しい文言は知らなくて、旧来型のしゃべりをしたんですが、8床もあればそういうことにも対応できるわけですよ。昔でいえば、療養型という形であれば。要するに、例えば胃ろうの方も対応できるというふうに理解してよろしいですか。そうすれば、二重生活やっている人は……。

○議長（小澤一美君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） 管理者から亜急性期と病床という話が出ましたけども、これにつきましては、一番簡単な例えが、例えば骨折をしましたと。ところが急性期の病状になりますよね。この骨折が治りました。今度、リハビリをしなければ在宅に復帰にできませんということで、60日間、町立病院で在宅復帰支援ということで受け入れるということがこの亜急性期、これが恐らく地域包括ケア病床というふうに名前が変わっていくと思いますけども、ということで、胃ろうの受け入れとはちょっと違います。あくまでも、在宅復帰の支援をするということですので、最長60日間、病院のほうでリハビリをしていただいて、7割以上が在宅に帰っていただかないと認められないというような病床の運営形態となる予定です。

（山口議員「おかしいじゃん、それじゃ」の声あり）

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 中身、今あるものと何の関係もないでしょう。例えば、今だって病院は3カ月はいられるでしょう、病気でも何でも。そうすれば、病院の点数変わらないですよ、3カ月は。3カ月たったら点数が変わるから、ほかの病院に転院してくださいとか何とかという話があるんですが、それでなくて、僕が言うのは、療養型という解釈の仕方で、管理者と事務長と少し考えが……。

そんな2カ月とかいう話だったら、療養の8なんというのは、僕が言っている意味の、従来の療養型の話はどうなっていますかと、胃ろうの問題で何度も何度も質問して、島外にもそういう方がいらっしやると。そうやって2つの生活になって非常に厳しい状況になると、

これは10年来話していますよ、もう。その問題が、じゃつくるということで、だったら、その問題が解消できるのかなど。例えば、養和会さんとうまく連携したらできるのかなど、3カ月ぐらいでこうね。

2カ月だったら、今の病院だって骨折して2カ月だったらいられるでしょう、病院に。点数だって1円も変わらないですよ、医療費だって。3カ月以上たつと問題がある。その3カ月以上たつたのを、それをどうするかという話なんですよ、療養型というのは。じゃ、療養型でも何でもないんだ、これは。全然質問に答えていないじゃないか。認識が変だよ、どうですか。

○議長（小澤一美君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） すみません。療養型をもう一回精査させてもらって、とにかく、今の制度の中で一番できることはどうだろうかというふうに内部で検討させてもらいながら、今、進めております。

ただ……

（山口議員「今の病院でできる話で、ここで今言っている話は」の声あり）

○公営企業管理者（關村三男君） いや、それでもこの10年前からベッドの稼働率がすごく落ち込んでいる状況、最高70%のときから今50%というのがもう五、六年ですか、続いていることもありますし、今からどういう、患者さんの動向も変わってきているということ、おっしゃっているような形で東京に長期で出かけている方もいらっしゃいます。そういう形のときに、どういうふうな方向で受け入れられるかといいますか、とにかく今の制度の中で一番できることを最大限に考えながらやっというふうにご検討しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） わかりにくくて困るんだけど、今ある、事務長がお話しされた2カ月の話でしょう。病院は2カ月間いようが3カ月いようが関係ないんですよ、病院の収入においては。極端に言えば、点数は変わらないから。ただ、3カ月超えた場合には、医療費がぐんと落ちちゃいますよ、点数が落ちちゃって。だから、今の病院でも、そういう新しい8床設けるとか何とかしなくたって同じことができるんですよ、新たな項目をつけなくても。違うんですか、できないの。

○議長（小澤一美君） 事務長。

○病院事務長（和田一宏君） この亜急性期と言わせてもらいますけど、この病床については、要は別に別個に高い点数をとれるということで、病院の収入が増えるということになります。

（山口議員「増えるの、高い点数がとれるの」の声あり）

○病院事務長（和田一宏君） はい、そうです。

（山口議員「普通の骨折とか何かよりも」の声あり）

○病院事務長（和田一宏君） 骨折は急性期ですので、ちょっとそこら辺はわかりませんが、今のところ2万点ぐらいとれるという計算をしております。ですので、病院の当初予算の中には6,000万円強の亜急性期の入院費を見込んでおります。

（山口議員「じゃ、経営上の話だ。住民は関係ないんだ」の声あり）

○議長（小澤一美君） 10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 今の話なんだけど、3カ月以上になると点数が下がって、転院とか、いろいろたらい回しされるような制度があるわけだよね。今、一番問題になっている。

だから、もうかる、もうからない、物すごく大事なんだけど、島の町立病院なんだから、ぜひとも、ぐるぐる回されている患者さん、八丈の住民の方で、もし受け入れられるんだったら、利益はないかもしれんけど、1年でも2年でも、そういう空き室があるんだったら。ぜひともそういう制度も、いいじゃない、別にもうからなくても。島の住民が東京でぐるぐるたらい回されるようなことをされているようなことを、やらないとだめだよ、この町立病院というのは。ぜひとも地元に戻ってきてもらって、もうからなくてもいいから、八丈で入院させてもらえるような病院になってもらいたいんだけど、そこいら辺はどういうふうに。

○議長（小澤一美君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） すみません、さっき舌足らずな形になって。

現実的には、何年間もお世話している方もいらっしゃいます。ただ、表面的に僕らが言えるのは、今のところ、亜急性期の形をやっていきながらということをしていきながら、患者さんのぐあいによっては早目に退院する方もいらっしゃいますし、長期でそのまま入院している方もいらっしゃるということをお知らせいたします。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） 端的に伺います。例えば、胃ろうの問題、今まで町の病院として受け付けませんという表上の問題がありました。

ただ、その3カ月以内でもいいですよ、3カ月間でも診てもらえれば、あと在宅でやりながら、1日、2日在宅でやってまた戻せばいいわけですから、身内の方ではできるわけです。

から。

例えば、ショートステイみたいな感じもありますよ、在宅介護で。胃ろうの場合は、今まで町がやってきたこと、違うんですよ。病院は一切受け付けないんだというふうなことでずっと来ましたよ、僕の知る限りでは。

仮に、今、養和会さんも受け入れるような感じがありますけど、養和会さんも目いっぱい。例えば、老人、自分のところでそういう胃ろうになった人は面倒見ますと、でも、一般在宅介護で胃ろうになった人は見ませんと。だから、東京に行って、現実問題、それが現実なんだ。だから、その問題をずっと言い続けてきているわけ、透析と同じことだよと。これが何でできないんだと、同じ島民なのに。だから、療養型の話が出た、うれしかったですよ、正直言って。それが果たして実現できるかできないかは別問題として。

だから、はっきり言うけど、できるの、今、入院は。内緒みたいな話でできるかできないか、そんないいかげんなおかしな答弁しないで、ここは議会なんだから。できるのか、できないのかはっきり言ってくださいよ。

○議長（小澤一美君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 現実に即して、そのときにドクターが判断して、この前も胃ろうの方も受け入れている状況もございます。

（山口議員「わかりました。じゃ、受け入れられるということですね」の声あり）

○議長（小澤一美君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第20号 平成26年度八丈町病院事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

○議長（小澤一美君） ホームのほうでご喜捨賛助金の申し出があったそうです。町長みずからその現場に立ち会われるそうでありますので、1時30分まで休憩いたします。

（午後 零時）

○議長（小澤一美君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（小澤一美君） 先ほど、病院問題、關村管理者より説明がございますので、ご清聴ください。

管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 午前中お話ししました胃ろうの関係ですが、僕のちょっと舌足らずで申しわけなかったですが、胃ろう患者につきましては、胃ろうが今始まっている方については受け入れはできない。ただ、うちのほうに通常に入院なさった時点では胃ろうでも何でもなくて、その後に医者が胃ろうを施すような患者については、入院して胃ろう処置をやっているということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小澤一美君） 9番、山口英治君。

○9番（山口英治君） そういうことであれば、3年でも5年でも診るということですか。

○議長（小澤一美君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 期限を長期という形に多分なろうかと思うんですが、その実情に合わせて対応しているというふうに理解しております。

（山口議員「そこがわからなくちゃ困るんだよ。そこなんだよ、問題は」の声あり）

（長戸路議員「それは医者に対応するよ」の声あり）

（山口議員「だから3カ月なのか、3カ月以上いられるのか、3カ月以上たつと点数が減るでしょうが。病院経営に影響があるでしょう。

1年でも……」の声あり）

○議長（小澤一美君） 管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 3カ月以上になると金額は減るわけなんですけども、今現在3カ月以上でも……

(山口議員「受け入れる」の声あり)

○公営企業管理者(關村三男君) 受け入れている人もいるということでございます。

(山口議員「だから……」の声あり)

○公営企業管理者(關村三男君) すみません、今現在、胃ろうしている方は受け入れはできないということで、ご理解をお願いします。

○議長(小澤一美君) 9番。

○9番(山口英治君) 訂正なのか何かよくわかりませんが、その胃ろうの現在、在宅で胃ろうにかかっている方を診ることはできないということは、風邪引いたり、ほかの病気が出た場合は診てあげるけども、あわせて、ということでしょう、それはできるでしょう。

○公営企業管理者(關村三男君) はい。

○9番(山口英治君) それと、ぐあいが悪くて入院するわけだよ。医者判断で胃ろうにしなくてはいけないということで胃ろうにするわけですよ、医者のあれで、患者さんの了解も得なくちゃだけど、家族だの。

そうなった人の場合はどうなんですかということ。3カ月で退院させるんですかと、まあ4カ月で退院させる場合もあるけど、それであとは在宅にさせるのか。今までみんな在宅になっているわけです。誰も自分ちで胃ろうの手術しませんからね、病院でやるから。そこはどうなのか。そうすれば、そのままいられるということであれば別に……。

だから、病院の話は長くなるから嫌だっていうの。

○議長(小澤一美君) 管理者。

○公営企業管理者(關村三男君) 期限を今はっきり申し上げることはできないですが、病状によってドクターが判断して、そのまま入院になるということで考えております。

○9番(山口英治君) 入院にはなるんだよ、その期間だよ。

○公営企業管理者(關村三男君) ですから、期間は病状に……

○9番(山口英治君) あるのかないのか。

○公営企業管理者(關村三男君) 病状に基づいてドクターが判断するというふうに考えております。

○9番(山口英治君) だから、あるということですね、ないということ、あるということ。

だって、胃ろうということはずっと看護婦さんか何かしないとできないもの。

○公営企業管理者(關村三男君) 3カ月以上という話です。

○9番(山口英治君) だから……

- 公営企業管理者（關村三男君） 3カ月以上であっても、医療請求が低くなっても、そのまま入院という形にドクターが判断すればそういうふうになるかというふうに理解しております。
- 9番（山口英治君） 非常にわかりにくいけど、わかりました。
（奥山（博）議員「医者判断だ」の声あり）
- 9番（山口英治君） 町長、ちょっとうまく代弁して。
- 議長（小澤一美君） 町長。
- 町長（山下奉也君） 医者の判断もですけど、やっぱり基本的には胃ろうは受けないという方針は、基本的に昔から同じです。ただ、それが胃ろうだけでずっと何カ月も5カ月もというのは、基本的にないということをご理解いただきたい。
- 9番（山口英治君） これだよ、3カ月だよ。
（長戸路議員「3カ月だよ」の声あり）
- 9番（山口英治君） はい、わかりました。
- 議長（小澤一美君） よろしいですね。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小澤一美君） 続いて、日程第11、議案第21号 八丈町行政財産使用料条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課主幹。

- 建設課主幹（菊池 良君） それでは、書類番号の13をお願いいたします。

議案第21号 八丈町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、行政財産使用料の督促及び延滞金の徴収については、八丈町分担金その他収入金及び滞納処分に関する条例の規定が適用できるように条例を改正したいので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

八丈町行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

督促及び延滞金。

第8条、使用料の督促及び延滞金の徴収については、八丈町分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の規定による。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上、この使用料条例の督促及び延滞金につきましては、八丈町分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する規定を適用するというふうに改めるものでございます。

以上です。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第21号 八丈町行政財産使用料条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第12、議案第22号 八丈町公民館条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 次のページをお願いいたします。

議案第22号 八丈町公民館条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、消費税率上げに伴い条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町公民館条例の一部を改正する条例。

八丈町公民館条例の一部を次のように改正する。

この条例改正につきましては、4月から消費税が5%から8%に改正することに伴いまして条例を改正するものでございます。これまで別表2のほうに、この表から5%を掛けた額を計算しまして使用料としておりましたけれども、この7条の5%の文言を削りまして、第2表の額をそのまま消費税8%を上乗せしたものの額に改正するものでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第22号 八丈町公民館条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第13、議案第23号 八丈町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、障がい福祉係長。

○福祉健康課障がい福祉係長（大川和彦君） 次のページをおめくりください。

議案第23号 八丈町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部施行に伴い条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

1枚おめくりください。

八丈町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例。

八丈町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八丈町障害支援区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例。

第1条中の文言を、程度区分を支援区分に改める。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第23号 八丈町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第14、議案第24号 八丈町営住宅条例の一部を改正する

条例を上程いたします。

説明、建設課主幹。

○建設課主幹（菊池 良君） 次のページをお願いいたします。

議案第24号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、町営原山団地の建て替えに伴い条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

八丈町営住宅条例の一部を次のように改正する。

別表中、原山団地の住所、年度、構造、面積等を下記の表に改めるものでございます。建て替え前の原山団地は、全部同じ部屋16戸でしたけれども、建て替え後、4月から供用を開始する原山団地につきましては、6種類の広さに分かれております。部屋の間取りは2LDK 6戸、3LDK 6戸でございます。

それに、別表の部中、459を455に改める。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第24号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第15、議案第25号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 議案に入ります前に、一般会計におきましてじん芥処理費で奥山幸子議員が備品購入費の1,364万円につきましてご質問のあった破碎機能のついたユンボにつきまして、一応24.5センチメートルからどんどん小さくしていくというようなことでございます。

それでは、議案の方に入らせていただきます。

議案第25号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、一般廃棄物処理費用の増加に伴い廃棄物処理手数料を改定する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

内容につきましては、廃棄物を処理する各種委託料が消費税の増額に伴いまして、それと同様3%増額になるため、それに伴いまして、私ども主に、事業者約530社ございますが、に対する処理手数料も3%増額するものでございます。

この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 今、事業者数を言ったんだけど、これ不公平のないように全部の事業者やっているのかどうか。

○議長（小澤一美君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 不公平がないように、私どもで調査してやっております。主に、もし新規事業者の場合、地元の————紙上でよく広告を行っておりますので、そう

いったものもチェックしながらやってございます。

○議長（小澤一美君） 10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 差別するつもりはないけど、韓国の方が相当八丈町で飲食店をやっているんだけど、そういう仲間も全部入っていますか。

○議長（小澤一美君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） やってございます。収納におきまして、ちょっと少しハードルがございまして、ご理解していただいて収納していただいてございます。

（奥山（博）議員「はい、わかりました」の声あり）

○議長（小澤一美君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第25号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第16、議案第26号 八丈町と畜場条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） それでは、次のページをお願いいたします。

議案第26号 八丈町と畜場条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、八丈町と畜場維持管理に係る経費が増加するため条例を改正したいので、本案を提

出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町と畜場条例の一部を改正する条例。

八丈町と畜場条例の一部を次のように改正する。

第3条中、100分の5を100分の8に改める。

これは消費税率の改正に伴いますものですので、よろしくをお願いいたします。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番、山下 崇君。

○1番（山下 崇君） どなたのときに言おうかなと思ったんですけれども、産業観光課長のときですみません。

結局、これこの後にも続くんですけれども、全て消費税増税に係るものということですよ。ということで、わかるんですけれども、皆さんまちまちな理由をつけていらっしゃいます。それと、前後のつながりがわかりません。前々から申しておりますが、例規集、私たち持っていないんですよ。これを今どうこう答えるのは難しいと思うんですけれども、私たちは例規集見ることもなくここで議決をしていくんですけれども、これは前も課長は、消費税増加に伴うというふうにご説明されましたのでいいんですけれども、この前の部分も後の部分も改正理由がまちまちなので、ここちょっとちゃんとできないですかね。

どなたが回答されますか、お願いします。

○議長（小澤一美君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） ご指摘ありがとうございます。我々もこの条例の上程のときの検討で、どういったやり方をしようかということを検討しました。

実は、町の中で使用料・手数料関係で消費税としてこのパーセントを提示しているものと、該当は消費税なんですけれども、言い方がちょっと違うものとかというのが今混在をしています。我々、本当は一本化して消費税での関係でやろうとしたんですけれども、今回はなかなかそこまでの整理がつかせませんでしたので、次回の10%のときには整理をさせていただいてということで、ちょっと今回はいろいろ意味合いが、消費税相当分としてやっているものと、我々のお支払い先の消費税が転嫁されるために今回のような条例の改正という、ちよっ

と混在していますので、そこの点だけちょっとご了解をいただきたいと思います。

○議長（小澤一美君） 1番、山下 崇君。

○1番（山下 崇君） 消費税は3%導入、それから5%に増加、そして今度は8%、10%と続くわけですが、今までそのままやってきちゃったというのはまあ手落ちですよ。

それと、もう1点、例規集がない、私たち。ここをどうにかありませんか、お願いします。

○議長（小澤一美君） 総務課長。

（山下（崇）議員「俺らに配られるべきですよ、本来はね」の声あり）

○総務課長（山越 整君） 例規集は、今、CDとかでも……

（山下（崇）議員「ここで見られない」の声あり）

○総務課長（山越 整君） あとはホームページでというお話、それからあと、多分、議会の運営委員会とかそれから議会のいろんな改革のお話の中でタブレットのお話が出ていると思います。そういった中で例規集がどういった形で皆さんにごらんいただけるかというのはまた今後いろいろな形で、ほかの議会の動向等も見ながら対応させていただきたいと思います。

（山口議員「例規集見れるんだらう」の声あり）

（山下（崇）議員「見れるって、ここで見れなきゃ意味がないですよ」の声あり）

（山口議員「ああ、ここでの話か」の声あり）

○議長（小澤一美君） ほかにありますか。

（長戸路議員「あるんでしょう」奥山（幸）議員「あるけど、タブレットなら議場で」の声あり）

○議長（小澤一美君） 8番、奥山幸子君。

○8番（奥山幸子君） 内容とちょっとずれるんですけど、と場のことが出たのでちょっと伺いたいんですけど、小笠原では以前、と場があったんですけど、今ないですよ。大島は乳牛も飼っていますけど、大島はと場があるんですか、伊豆七島でどのくらいと場がある島があるんでしょうか。

○議長（小澤一美君） 産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） 今、八丈島だけと、と畜場は。

（奥山（幸）議員「わかりました」の声あり）

○議長（小澤一美君） ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) ご異議ないものと認め、日程第16、議案第26号 八丈町と畜場条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小澤一美君) 続いて、日程第17、議案第27号 八丈町家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長(奥山 拓君) それでは、次のページお願いいたします。

議案第27号 八丈町家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、消費税法改正に伴い条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例。

八丈町家畜診療等手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中、100分の5を100分の8に改める。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

こちららも消費税の改正に伴うものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(小澤一美君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) ご異議ないものと認め、日程第17、議案第27号 八丈町家畜診療等手数料条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小澤一美君) 続いて、日程第18、議案第28号 八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長(奥山 拓君) それでは、次のページをお願いいたします。

議案第28号 八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、八丈町牧野施設維持管理に係る経費が増加するため条例を改正したいので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例。

八丈町牧野施設設置条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中、100分の5を100分の8に改める。

こちらも消費税等の改正に伴うものでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(小澤一美君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第28号 八丈町牧野施設設置条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第19、議案第29号 八丈町物流センター条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、産業観光課長。

○産業観光課長（奥山 拓君） 次のページをお願いいたします。

議案第29号 八丈町物流センター条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、物流センター維持管理に係る経費が増加するため条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町物流センター条例の一部を改正する条例。

八丈町物流センターに関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中、100分の5を100分の8に改める。

こちらも消費税の改正に伴うものですので、よろしくをお願いいたします。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) ご異議ないものと認め、日程第19、議案第29号 八丈町物流センター条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小澤一美君) 続いて、日程第20、議案第30号 八丈町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長(八洲 進君) それでは、次ページをお願いいたします。

議案第30号 八丈町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、道路占用料の徴収については道路維持管理に係る経費増による料金の見直しが必要となったため、本案を提出いたします。

次ページをお願いいたします。

八丈町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

八丈町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条中、100分の5を100分の8に改める。

附則、この条例は平成26年4月1日より施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(小澤一美君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) ご異議ないものと認め、日程第20、議案第30号 八丈町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小澤一美君) 続いて、日程第21、議案第31号 八丈町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長(山越 整君) 次のページをお願いいたします。

議案第31号 八丈町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、地方公務員法第28条の4の規定に基づき八丈町公営企業職員の再任用に関し必要な事項を定めるため、本案を提出します。

次ページをお願いいたします。

八丈町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

八丈町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正するという事で12月の議会でもお願いをさせていただきました。今度の再任用職員の条例をつくりましたけれども、これに関して、公営企業の職員に関してもこの条例の中で再任用の規定を設けるということで文言の修正等を行いたいということでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行するという事で、よろしくお願ひいたしま

す。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第31号 八丈町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第22、議案第32号 八丈町乗合自動車条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 次のページになります。

議案第32号 八丈町乗合自動車条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、消費税法改正に伴い条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

次のページをごらんください。

八丈町乗合自動車条例の一部を改正する条例。

八丈町乗合自動車条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

こちらにつきましては、消費税の改正に伴い運賃制度が対キロ区間制として行っておりますけれども、この乗合旅客料金の基準賃率の変更を行うものでございます。

一般乗合料金の基準賃率が31円40銭、ただし最低料金は130円以内ということになります。乗合旅客料金は前号により算出した金額とする。ただし、その金額に10円未満の端数が生じたときには10円単位に四捨五入するものとするということで、消費税に伴うものでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第22、議案第32号 八丈町乗合自動車条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第23、議案第33号 八丈町貸切自動車条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 続きまして、1ページおめくりください。

議案第33号 八丈町貸切自動車条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、消費税法改正に伴い条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

1枚おめくりください。

八丈町貸切自動車条例の一部を改正する条例。

八丈町貸切自動車条例の一部を次のように改正する。

第2条の5中、100分の5を100分の8に改める。

消費税の改正に伴うものでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第23、議案第33号 八丈町貸切自動車条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第24、議案第34号 八丈町給水条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 1枚おめくりください。

議案第34号 八丈町給水条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、消費税法の改正及び町民負担の公平性を確保するため条例を整備したいので、本案を提出します。

1枚おめくりください。

この条例でございますが、消費税の改正に伴い5%を8%、100分の5を100分の8に改めるといふところと、そのほかに延滞損害金の徴収、こちらのほうをつけ加えさせていただいております。

今までは延滞損害金ということで徴収をされておりましたけれども、新たに延滞損害金、こちらのほうの徴収を実施したいというふうを考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番、奥山博文君。

○10番（奥山博文君） 大体わかるんですけど、延滞損害金の説明ちょっとしてください。

○議長（小澤一美君） 企業課長。

○企業課長（沖山 昇君） 延滞損害金は、ごめんなさい、延滞損害金ではない遅延損害金でした、失礼しました、ごめんなさい。遅延損害金でございます。

例で申し上げますと、元水道料金が1万円だった場合、その場合、年利5%で行います。その場合、365日経過をした時点で損害金のほうは500円ということになります。この条例の中でも500円未満である場合には徴収をしないということになっておりますので、一番最低料金500円というのが1万円の水道料金で365日間お支払いがいただけなかったということの場合に、損害金としてうちのほうで請求をさせていただくということになります。

○議長（小澤一美君） 何かございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第24、議案第34号 八丈町給水条例の一

部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第25、議案第35号 八丈町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、病院事務長。

○病院事務長（和田一宏君） ただいまの続きになります。

議案第35号 八丈町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、消費税法改正のため条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

八丈町病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中、100分の5を100分の8に改めるという形で、消費税の関係の改正でございますが、病院事業で消費税が課税される収入金については、特別室の使用料、そして手数料としては診断書や証明書等の文書料、この2点になりますので、よろしく願いいたします。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) ご異議ないものと認め、日程第25、議案第35号 八丈町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小澤一美君) 続いて、日程第26、議案第37号 町道の路線の廃止についてを上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長(八洲 進君) それでは、書類番号14番をお願いいたします。

議案第37号 町道の路線の廃止について。

上記議案を提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

次ページをお願いいたします。

町道の路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を次のように廃止する。

路線番号3085、路線名大多ホふ大竹尾線、起点樫立1392、終点樫立1802。路線番号4011、路線名荻木原鉢付野線、起点中之郷1913、終点中之郷1911。

説明、道路の管理上、廃止の必要があるので、本案を提出いたします。

次ページをお願いいたします。

位置図でございます。路線番号3085は樫立地区、路線番号4011が中之郷地区でございます。

次ページをお願いいたします。

ふれあいの湯の道路でございます。このふれあいの湯にバスを入れるために道路を新設しましたが、旧道と新しくつくった道路がこの赤い部分でございます。その部分を重複延長としてカウントしてございました。しかし、ここではっきりわかりやすくするために、重複している部分、旧道の部分を廃止するということでございまして、道路がなくなるということではございませんので、よろしくをお願いいたします。

次ページをお願いいたします。

次、中之郷でございます。これも中之郷団地と藍ヶ江団地を結ぶ町有地の中に新設道路をつくりました。そのときにこの赤い部分が旧道と新設部分と重複しておりましたので、わかりやすくするために旧道を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第26、議案第37号 町道の路線の廃止については、原案どおり可決いたしました。

◎報告第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第27、報告第1号 平成25年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）について、教育課長より説明願ひます。

説明、教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 資料番号15番をお願ひいたします。

報告第1号 平成25年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）について。

平成26年3月4日、提出者、八丈町長 山下奉也。

説明、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、別紙のとおり報告します。

この点検及び評価につきましては、全ての教育委員会が平成19年度の法律改正を受けまして毎年行っているものでございます。その報告につきましては、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられております。これに伴いまして、八丈町教育委員会におきましても、平成25年度において平成24年度分の報告書を作成し、議長宛てに提出を行いました。

それでは、この概略を説明させていただきます。

まず、この報告書の1ページをお願いいたします。

1ページ、こちら第1として、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施についてを記載してございます。中ほど、第2としまして、点検及び評価の実施方針についてを示してございます。

次のページ、2ページになりますが、こちらは第3としまして、八丈町教育委員会の平成24年度の主な活動の概要としまして、教育委員会の開催の状況等を記載してございます。

続きまして、3ページになりますが、第4としまして、教育委員会の教育目標、基本方針及び基本方針に基づく平成24年度主要施策を挙げてございます。その中で、こちら3ページの下ほどには基本方針の1としまして、人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成という形で4項目を掲げてございます。

次のページ、4ページになりますが、基本方針の2としまして、豊かな個性と創造力の伸長ということで9項目を挙げてございます。

5ページに移ります。こちら基本方針の3としまして、生涯学習と文化スポーツの振興ということで8項目を挙げてございます。

その下になります。基本方針の4、町民の教育参加と学校経営の改革の推進ということで5項目ほど挙げさせていただいております。

次の6ページ目から28ページ、これは第5ということで、実際に平成24年度に行いました教育委員会の施策等を挙げてございます。

29ページに外部評価委員からの意見を載せ、最後のページにはこの点検及び評価の実施要項を添付させていただいております。詳しい中身については省略させていただきます。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

8番、奥山幸子君。

○8番（奥山幸子君） 全般に関することなんですけど、以前、町長は教育委員会の独立性について言及されていて、教育委員会の独立性ということを発表されていたので、睦男議員と私で拍手したんですけども、今、国としては自治体の長の権限を強めるという方針を出していますよね。これに対して町長はどうお考えなのか、ご意見を伺います。

もう1点が、29ページの外部評価委員の意見というのが出ているんですけど、その中に教

育行政の課題として幾つか挙がっていきまして、7番目に、スポーツ振興の拠点となり観光誘致につながる屋内体育施設の実現と、これはいろんな方からまた要望が出ているんですけど、これに対するお考えを教育長ないしは教育課長にお願いいたします。

○議長（小澤一美君） 教育課長。

（奥山（幸）議員「町長にお願いします」の声あり）

○議長（小澤一美君） 町長。

○町長（山下奉也君） 前に言ったように、私の考えは基本的には、教育委員会は独立した組織であるべきだと私は思っております。ただ、国のほうがある程度の方針といいますか、できまして、教育委員の任命と、まだちょっと詳しく読んでいないんですけども、そういうところで首長との仕分けといいますか、ある程度の線が出てきて、そういう部分ではやっぱり国の法律に従った部分でいかないとですので、それは法律に沿ってやっていきたいと思っておりますけれども、また全部が町長が首を出すものでもないと思っておりますけれども、そういう意味で議会の議決ですか、教育長でしたか、その辺はまた詳しく読んでから回答したいと思っております、読んでいないので。基本的には、独立した教育はやっていければなと思っております。

（奥山（幸）議員「ありがとうございます。安心しました」の声あり）

○議長（小澤一美君） 町長に権限が移るんだよ、人事権とかある程度全部。

ほかに。

教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 奥山幸子議員から指摘のありましたスポーツ振興の拠点となる屋内体育館、これにつきましては当然ご指摘のとおり、今後、町の一番の課題であるものだと思っております、これがまた観光の誘致等につながっていくものでございますので、町長も力も入れていくということでございますので、今後取り組んでいきますが、年次計画等に盛り込んで取り組んでいきますので、よろしく申し上げます。

○議長（小澤一美君） ございますか。何かありますか。

12番、長戸路義郎君。

○12番（長戸路義郎君） ちょっと勉強不足かもしれないんですけど、私なんか学校でもって英語を全然やらなかったんですけど、英会話というのはこれ今20ページにもちょっと載っているんですけど、授業としては今、島の場合には全然やっていないんですね、これ。

○議長（小澤一美君） 教育課長。

○教育課長（福田高峰君） 今、カリキュラムが変わりまして、小学校でも英語のほうを五、六年生で教えております、授業の中で。

○議長（小澤一美君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案報告にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第27、報告第1号 平成25年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）についてを終わります。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（小澤一美君） 続いて、日程第28、発議第1号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例を上程いたします。

提出者、奥山博文君、ご登壇願います。

（10番 奥山博文君 登壇）

○10番（奥山博文君） それでは、発議第1号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年3月4日、提出者、八丈町議会議員 奥山博文。

賛成者、議長を除く全議員でございます。

八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例。

改正内容でございます。

今回の条例の主な改正点は、第10条の委員長及び副委員長の辞任について規定を加えるこ

とです。その他の部分については内容を改正するものではなく、町村議長会が作成した標準条例にあわせて文言を改正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤一美君） 説明が終わりました。

本案については、全員が提出者となっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、日程第28、発議第1号 八丈町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎承認第6号の上程、承認

◎承認第7号の上程、承認

◎承認第8号の上程、承認

◎承認第9号の上程、承認

○議長（小澤一美君） 続いて、議員派遣についてお諮りいたします。

日程第29、承認第6号から日程第32、承認第9号の議員派遣承認については、一括して議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小澤一美君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午後 2時32分）

○議長（小澤一美君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時37分）

○議長（小澤一美君） 日程第29、承認第6号 平成26年度東京都町村議会議員講演会に係る議員の派遣については、全員を派遣。

日程第30、承認第7号 平成26年度要望活動に係る議員の派遣については、8番、奥山幸

子君、9番、山口英治君と私を含め3名を派遣。

日程第31、承認第8号 小笠原親善訪問に係る議員の派遣については、1番、山下 崇君、2番、菊池 良君を派遣。

日程第32、承認第9号 平成26年度行政視察研修に係る議員の派遣については、研修視察委員に一任することとし、緊急を要する議員の派遣については議長に一任し、定例会後に報告を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小澤一美君) ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎散会の宣告

○議長(小澤一美君) 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

平成26年第一回八丈町議会定例会第4日目を散会いたします。

次の会議は、3月28日金曜日午前9時より開議いたします。

お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

(午後 2時38分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年3月26日

議 長 小 澤 一 美

署 名 議 員 長 戸 路 義 郎

署 名 議 員 土 屋 博